

令和2年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和2年12月11日 午前10時00分 開会  
午後 3時40分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 5番 松林謙司 6番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 「議第97号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について」  
の撤回について

追加日程第1 議第104号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際し、密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承ください。

なお、発言される際はマスクを着用したまま、ご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ご報告を申し上げます。

本日、市長より議第97号、令和2年度一般会計補正予算（第8号）の議決について、葛城市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき、議案撤回の申入れがございました。その取扱いについて、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、議事日程及び審議方法について協議をいただいておりますので、会議の概要について議会運営委員長よりご報告を願います。

西井覚君。

**西井議員** おはようございます。本日市長より令和2年度一般会計補正予算（第8号）の議案撤回の申入れがあったことを受けまして、午前9時より議会運営委員会を開催し、その取扱いなどについて慎重に協議いたしておりますので、その会議の概要についてご報告いたします。

本件の審議方法についてでございますが、議案の撤回につきましては、本日、日程第1の一般質問の日程が全て終了した後、日程第2として、議案の撤回についてを上程し、撤回の理由説明の後、質疑、討論は省略し、撤回の承認についてを採決いたします。

なお、議案の撤回については、本会議で承認された場合、直ちに、令和2年度一般会計補正予算（第8号）についてを追加議案として提出されるということでございますので、その取扱いにつきましても、議会運営委員会で協議をいただいております。撤回が承認された場合の本会議の審議方法につきましては、まず日程追加について諮っていただき、日程追加後、提案理由の説明、質疑を行い、予算特別委員会に付託いたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**西川議長** お諮りいたします。

本件についての議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議事日程及び審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにい

たします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

奥本佳史君。

**奥本議員** 皆様、おはようございます。奥本佳史でございます。

本日、私の一般質問は2点ございます。1つ、企業版ふるさと納税を活用した税収増に向けた取組みについて、2つ目、GIGAスクール構想の今後の取組みについての2点です。

なお、議長のお許しを得ましたので発言並びにパネルの使用をいたしまして、以後の質問は質問席よりさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1番目の企業版ふるさと納税を活用した税収増に向けた取組みについてです。今、国が進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略は、それぞれの地方が自助の精神を持って、自らのアイデアで自らの未来を切り拓くことが重要とされます。これに対し、国は情報・人材・財政の3つの側面からの支援を進めていますが、中でも2018年の制度改正で創設されました企業版ふるさと納税、地方創生応援税制とも言えますけれども、この取組みについて質問を進めてまいります。この企業版ふるさと納税なんですけれども、多くの方が思い描くふるさと納税とは異なる制度となります。まずは、その理解を深めるために、それぞれの制度の違いについてお話しさせていただきます。

まず最初は、皆さんご存じのふるさと納税についてです。人は生まれ育っていく過程で、それぞれの住んでいる自治体からの税によって賄われている医療や教育など、様々な住民サービスを受けて育っています。そして、そのまま生まれ故郷に住み続ける方もいれば、進学や就職等で生活の場を変えて移り住んだ新たな自治体で納税される方もたくさんいらっしゃいます。

そういった故郷を離れて暮らす方々の中から、自分を育ててくれたふるさとに対して恩返しをしたい、また、住んでいる場所とは別のところではありますけれども、ご縁のある自治体に対して応援したいという思いを持つ方に、そういった方に対しまして、居住地以外の自治体に寄附をできる制度、これがすなわち、ふるさと納税でございます。

この寄附を行うと、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税と住民税の控除が受けられ、時には地域の名産品などの返礼品がもらえるというメリットがあります。また、これは都市部から地方へ財を移転させて、地方を活性化させるという狙いも込められております。ところが、こういった制度の趣旨とは裏腹に、返礼品を紹介する仲介業者が出てきたあたりから、豪華な返礼品を用意した自治体が多額の寄附を集める傾向が強まり、自治体にとっては自治体間の寄附金獲得競争、納税者にとっては節税と返礼品獲得のための税金を使ったネットショッピングの様相を呈するようになりました。

結果、行き過ぎた競争に歯止めをかけるために、昨年度にこのふるさと納税の税制が改正

されまして、返礼品は寄附額の3割以下、かつその自治体内で生産された物、あるいは自治体区域内で主な原材料が生産された物であることが定められました。

このふるさと納税を税収面から見てみると、ほかの自治体へ寄附された方に対して、居住地の自治体は所得税と住民税の控除をしなければなりません。しかし、その75%については、後日、地方交付税に算入されて国から補てんされるという特徴がございます。

では、このふるさと納税の葛城市のこれまでの実績につきまして、4つの指標で確認させていただきたいと思っております。1つ目、本市への寄附額と件数の推移、2つ目、本市住民の方が他の自治体へ寄附された額と件数の推移、3つ目、ほかの自治体へ寄附された方が、葛城市で受けた住民税の控除の額の推移、4つ目、それに伴って葛城市が住民税控除した額のうち、国から補てんされない残り25%に相当する、つまり実質的な市税の減収額の推移、これについてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**西川議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度の本市における実績ということでございます。まず、本市への寄附件数と金額でございますけれども、平成21年度が4件、約16万円、それから平成22年度は34件で約382万円、平成23年度は25件で72万円、平成24年度は26件で63万円、平成25年度は72件で約127万円、平成26年度は106件で194万円、平成27年度は267件、約479万円、平成28年度は209件、約392万円、平成29年度は80件、148万円、平成30年度は52件、約199万円、令和元年度は33件で100万円ということでございます。

次に、本市住民の方による他自治体への寄附件数と額でございますが、平成21年度は23件で約103万円、平成22年度は22件で約316万円、平成23年度は18件で136万円、平成24年度は128件で約547万円、平成25年度は26件で約160万円、平成26年度は35件で約188万円、平成27年度は111件で約513万円、平成28年度は324件で約2,572万円、平成29年度は569件で約4,482万円、平成30年度は733件で約6,083万円、令和元年度は1,023件、約9,249万円でございます。

また、本市住民の方が他自治体に寄附されたことにより、市民税において控除を受けられた額でございますけれども、平成21年度は約41万円、平成22年度は約60万円、平成23年度は約38万円、平成24年度は約137万円、平成25年度は約49万円、平成26年度は61万円、平成27年度は約204万円、平成28年度は約1,133万円、平成29年度は約2,007万円、平成30年度は約2,735万円、令和元年度は約3,863万円でございます。

平成21年度から令和元年度までの11年間の合計で申し上げますと、本市への寄附につきましては908件、約2,200万円、本市住民の方による他自治体への寄附は3,012件、約2億4,350万円、市民税における控除額は約1億300万円でございます。なお、先ほども議員、お述べのとおり、この市民税における控除額のうち75%が普通交付税の算定におきまして、基準財政収入額から控除されますので、実質的な税収減はその25%になってございまして、11年分合計で約2,580万円となるところでございます。

**西川議長** 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。今、細かくデータを述べていただきましてありがとうございます。当初、これ私のほうで総務省の公表しているデータを集計しておりましたが、一部未発表のデータもあったことから総務部長のほうで調べていただき、ご答弁いただきました。ただちょっと数字があまりにも多かったのも、少し理解を深めるために、実は私、表にしてみました。それがこちらになります。ちょっと表だけ拡大お願いできますでしょうか。すみません。失礼します。

改めて、これまでのふるさと納税に関する資料の数字の推移を確認してみますね。ちょっと視力検査みたいで見づらいんですけどご容赦ください。適宜モニターご覧いただければと思います。

まず、この表の左の端、ここですね。本市への寄附のところ。これ制度開始当初からあまり金額、件数ともに変動はないんですけども、強いて言うと平成27年、こちらです。この平成27年、ここが500万円近くまで行ったのが最高となります。そこからやっぱり徐々に徐々に落ち込んでくるわけなんですね。

今度、その隣、これは葛城市民がほかの自治体に対して寄附された金額の推移です。これは対照的に件数、金額とも増加傾向にあります。特に注目していただきたいのがこの平成28年度以降のこの数字、ここからこの伸びが非常に大きい。昨年度は9,249万円もの寄附がほかの自治体に行っておるとのことですね。それに連動しているのがその右端から2列目、ここになります。市民税控除額、これも平成28年度以降はそれまでとは一桁違った増え方をしております。この2つの指標からふるさと納税という制度を使って、本来なら葛城市に入ってくるはずだった税収がどれだけほかへ流れたかということがお分かりいただけると思います。

ただし、この数字が丸々葛城市から消えてしまったわけではありません。それがこの一番端、実質の税収減というところになります。これ先ほどご答弁にありましたように市民税の控除額の75%、これが後日地方交付税に算入されて戻ってきますので、残り25%のこの右端の赤い数字、これが実質の税収のマイナスとなる金額を表します。これをご覧いただいても、やはり年々税収減が拡大していっているということがお分かりになるかと思います。

ただ、この表については、実は隠された数字というのがあるんです。それは何かといいますと、これを昨年度の令和元年度のこの数字を使ってちょっと説明しますが、まず本市への寄附額100万円となっています。これは実は、この中には返礼品の代金とその諸費用に係る費用が50%含まれているわけです。ですから、実際の本市の税収になる部分、これが50万円です。半額となるんです。そのマイナス分を、もし仮に税収減と捉えた場合、966万円プラス50万円の1,016万円がふるさと納税に関するところの税収減とも言えるわけです。

つまり、何が言いたいかといいますと、この表の下の4つのピンクの部分、平成28年度以降、この数字の顕著な変化のところ。これは阿古市長、阿古市政に入ってから、ふるさと納税で葛城市から税がほかの自治体へ流出している動きが加速しているということ、事実を表しております。私は平成30年と令和2年の決算特別委員会で、このことについて質問させていただいた経緯がございます。平成30年時点で阿古市長は、私はふるさと納税制度に

関し、税の在り方として違和感があるとして積極的な取組みをお示しただけませんでした。そのとき、私はふるさと納税で寄附額を増やすために返礼品を充実しろと言っているのではなくて、ほかの自治体に住む方々に葛城市を応援したいという、そういう気持ちを喚起させるような施策につなげていただきたいとお願ひしておきました。それが2年前でした。そして、ようやく今年、令和2年の決算特別委員会ではふるさと納税についての考え方を方向転換していただいて、取り組んでいくということをお示しになりました。今となつては、もっと早くご決断いただければ、これほどの数字の減というのが避けられたのではないかと悔やまれますけども、今後、この辺をいかに挽回していくかについて、やはりふるさと納税という制度を活用して税収を上げようと取り組んでいる自治体がほとんどです。ちなみに、昨年度のところ、市長のお好きなランキングでひもといった場合、奈良県内では39の自治体中、この葛城市、38位というランキングに位置しております。

この制度の在り方に疑問ある、ないというのは、そういうお考えも分かるんですけども、やはり全く何もしないで手をこまねていると、ほかのところを持っていかれてしまうというのはこの現状なので、そこについての取組み、今後、そこを方針転換されるということありますし、何よりもこの春から、国からおいでになっておるふるさと納税のエキスパートである副市長、おいでになりますので、そういったお知恵を拝借しながらこの数字の改善に今後努めていっていただきたいとお願ひしておきます。数字の推移についてはこういう形になります。

それでは次に、このふるさと納税に関する事項にして、一応皆さんが一番興味のあるところの返礼品について伺っておきます。これまで本市へ寄附いただいた方への返礼品については様々な物を準備させていただいたことと思ひますけども、これまでの実績の中で上位の物で結構ですので教えてください。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの奥本議員の質問にお答えさせていただきます。

返礼品につきましては寄附額によりまして複数希望できる場合もあり、寄附件数と返礼品の数は一致いたしませんので、直近5年間の返礼品総数に占める割合の上位というところで申し上げたいと思ひます。

平成27年度から令和元年度までの5年間に返礼品の送付を希望された総数は、合計で3,510件でございます。上位はお酒が348件で全体の46.4%、次いで絵の具でございますけども86件で11.5%、次に乳製品等が78件で10.3%となっております。今後は市内産業の振興育成ですとか葛城市のPRを図るため、本年度の12月からは複数のふるさと納税ポータルサイトを活用し、葛城市の認知度の向上を図り、地域の魅力ある返礼品の掘り起こしですとか、特色のある市の取組みに対して、応援いただけるよう取り組んでいるところでございます。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。ふるさと納税については、今後積極的に取り組んでいただき、税収アップはもちろんのこと、葛城市の魅力の発信、これを発信していただくことを期待いたします。

それでは続きまして、企業版ふるさと納税について触れてまいります。

企業版ふるさと納税は平成28年度の税制改正によって導入されました。これは地方自治体の自主的・自立的な地域活力の再生に関する取組みであるまち・ひと・しごと創生推進計画について、企業が支援や応援するために寄附を行った場合、法人関係税が控除されるというものです。現在、この制度は令和6年度までの延長が決まっております。

この制度の最大の特徴ですけれども、企業の税額控除割合が、まず法人住民税については、法人税割額の20%を上限として寄附額の4割を税額控除される点にあります。さらに、法人事業税についても、その税額の20%を上限として寄附額の2割を税額控除できますので、結果、これらと、通常の寄附による損金算入の3割を加えると、寄附額に対する税の軽減が最大9割、9割です。9割にも上って、もうこれ企業にとっては節税効果が非常に高い制度となっているわけです。

また、この企業版ふるさと納税を利用できる企業規模については特に制限がございませんで、唯一寄附額の下限が10万円と定められているのみなので、大企業から中小零細企業まで幅広く活用できることも特筆すべき点となっております。企業版ふるさと納税は、地方自治体にとっては政策面のアイデア次第で、民間企業に地方創生の取組みをアピールして寄附を募ることができ、企業にとっては充実した税額控除と企業イメージの向上が図れる点で、非常に双方にとって魅力的な制度となっております。

それから、唯一デメリットというのもございまして、これはこの制度を活用するためには、企業の本社が位置する自治体への寄附が認められていない点があります。つまり、葛城市内に本社がある企業は利用できないという制限があるわけですね。このように企業版ふるさと納税は、民間企業にとっては非常にメリットの大きな制度ではありますが、個人版のふるさと納税制度に隠れてあまり周知に至っておりません。以上を踏まえまして、まず最初に、企業版ふるさと納税に関する奈良県下の動向についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**西川議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議員の質問でございます。企業版ふるさと納税の奈良県下の動向ということでございますが、この企業版ふるさと納税の寄附の状況につきましては、奈良県のホームページや総務省のホームページに掲載されているところでございます。奈良県下の平成28年度から令和元年度までの状況でございますが、平成28年度は生駒市と吉野町に対し2社、それから、平成29年度は奈良県及び生駒市、斑鳩町、王寺町、吉野町に対し8社、平成30年度は奈良県及び生駒市、明日香村、吉野町に対し延べ10社、令和元年度は奈良県及び五條市、田原本町、明日香村、吉野町に対し延べ10社が企業版ふるさと納税の寄附を行っている状況でございます。

以上でございます。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。実は私も調べましたけども、この奈良県下で企業版ふるさと納税で、国の認定を受けた案件として2つ、ちょっと特筆すべきものがございました。1つは、県で採択されました触れる国宝等レプリカ製作活用プロジェクト、それと、もう一つは、明日香村で採択されております住み良いむらづくりプロジェクト、この2つ、何を注目すべきかという、実はこの中の寄附された企業は葛城市にゆかりのある企業が含まれているんです。それぞれの企業は、この地方自治体が進めるプロジェクトに深いご理解を示された上で、寄附の意思をお持ちであることが分かっております。

ここで残念なのが、これが葛城市へ向けられた寄附ではなかった。つまり葛城市は、これまでに企業版ふるさと納税に関する寄附の募集が行われていないからなんです。だから、これに関しても、やはりその企業からの寄附というところを、チャンスを失っているということも言えると思います。そしたら、すぐに始めたらいいんじゃないかというふうに考えがちなんですけども、これも実は、すぐに始められるものではなくて調べてみたら、まずは、地方自治体が企業版ふるさと納税を募集する際に、自治体の担当部局での実施決定の後、国への地域再生計画提出と承認が必要となっております。この地域再生計画の提出なんですけども、これは済んでいるのでしょうか。また、葛城市の企業版ふるさと納税についての今後の取組方針はどうなっているのか、併せてお聞かせいただけますでしょうか。

**西川議長** 企画部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、本市の現状でございますが、令和元年度に策定いたしました葛城市第2次総合戦略に基づきまして、葛城市まち・ひと・しごと創生推進計画を策定いたしまして、令和2年11月6日に内閣府の認定を受けております。この企業版ふるさと納税の制度につきましては、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外とされているデメリットがあるものの、地方創生の取組みに対する財源が確保できることや、人材派遣型では、企業の持つ専門的知識やノウハウを有する人材が事業やプロジェクトに従事、参画することで、地方創生の取組みをより一層充実強化することができるとともに、市の職員の資質向上にも役立つものであると考えられますので、今後この計画に基づきまして、この制度を活用していく予定でございます。

なお、現在奈良県において、企業版ふるさと納税の制度活用を推進することを目的に、奈良県と県内の市町村が共同して、企業からの寄附獲得に向けた様々な取組みを実施するための協議会の立ち上げに向けて調整が進められており、この協議会への参加も含め、企業版ふるさと納税の寄附が多く企業からいただけ、本市の活性化につながる有効な事業が実施できるよう、努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。既に11月6日に地域再生計画の認可が出ているという、また、協議会にも参加予定で、今後、積極的に制度活用していただけるということで安心いたしました。また、人材派遣型の企業版ふるさと納税という制度もあるということですが、今現在、

コロナ禍で、業績の悪化した企業が異業種の企業と人材派遣協定を結んで雇用を維持しようとする動きがあります。航空会社が量販店と結んで人を派遣するという動きがありますけども、私はこれを何とか自治体に応用できへんかなということを考えておまして、もしこれが可能になれば、民間の非常に優秀な専門人材を地方自治体で活用できるということなんです。ただ、もしかすると、この制度をうまく使うことによって実現できるんじゃないかという気がしてきましたので、その辺りも今後調べていただければと思います。それと、この人材の活用につきましては後の質問でも触れますけども、今後行われる行政のデジタル化に向けてのICT人材の専門人材の不足もカバーできれば、非常に一挙両得という形になりますので、その辺りもできれば調べていただきたいと思います。

以上、ここまでがふるさと納税と企業版ふるさと納税の違いについてでした。まとめてみましたら、ふるさと納税とは返礼品を設定して寄附者を奪い合う構図であるのに対しまして、企業版ふるさと納税は各自治体が知恵を絞って魅力的で実行可能な地方創生プロジェクトをつくることで、寄附金の奪い合い競争から脱却して自立した地方自治を進める重要な財源となり得るものと言えます。ここはひとつ、制度的な期限も設定されていることですので、企業版ふるさと納税に早く取り組んでいただくことをお願いしておきます。

それでは、この2つのふるさと納税に関しまして、地域の魅力創造、活力創造につなげる取組みとして、これは以前の一般質問でも触れたことがございますが、関係人口という言葉につなげる取組について、最後触れておきたいと思います。今現在、進められておられる本市の関係人口を増やす取組みというのは何かございますでしょうか。

**西川議長** 企画部長。

**吉川企画部長** まず、関係人口について説明させていただきますと、総務省の関係人口ポータルサイトによりますと、関係人口とは移住した定住人口ではなく、また観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉とされております。地方では人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているとされているところでございます。

取組みについてでございますが、今回の企業版ふるさと納税に関し、策定いたしました葛城市まち・ひと・しごと創生推進計画の目標達成に向けた事業を推進していく上で、関係人口の活用が不可欠であり、その増加を図る必要があると考えているところでございます。この関係人口を増やすことによりまして、本市の活力の再生につながるとともに、定住人口の増加にもつながっていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。この地域再生のいろんな専門家いらっしゃるんですが、その中で地域再生プランナーとして活躍されている木下斉さんという方がいらっしゃいます。その人によりますと、関係人口には2つの軸があると言われております。1つは、地元への新たな消費力、2つ、地元で不足する付加価値の高い労働力、こういう2つの軸があって、地方

に移住、定住することが困難な人材を活用できるチャンスとされており。また今、社会の状況を見ると、コロナの影響で企業のテレワークや副業の容認が進んでいることも、今後、関係人口を増やしやすい状況にあることを考えますと、今後の葛城市の取るべき戦略も見えてくるかと思えます。

この企業版ふるさと納税で税収増を図るとともに、市外の応援者を葛城市のコアなファンにまで高めて関係人口に持ち込むことで、活力ある魅力あるまちづくりが可能となります。今後、この辺りを踏まえた上で、前向きにどんどん早く進めていただきたいと思います。お願いいたします、1番目の質問を終了させていただきます。

続きまして2番目、G I G Aスクール構想の今後の取組みについてです。ご存じのように教育の現場では、国が前倒し整備を進めるG I G Aスクール構想によって、ようやく本市でも児童生徒1人1台の情報端末、パソコンの導入にめどがつかしました。しかし、先進の自治体ではコロナ対策を視野において、学校と家庭を結んだ遠隔授業体制を構築するなど、独自の取組みに昇華させる動きが目立ってきております。これを踏まえて、今後の葛城市におけるG I G Aスクール構想の取組みについて伺ってまいりたいと思えます。

まずは、G I G Aスクールの前倒しによって、県の共同調達で導入予定の情報端末の今の現状の導入、あるいは配備状況について教えていただけますでしょうか。

**西川議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 皆さん、おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。端末の導入、配備状況についてということでございます。G I G Aスクール構想におけます1人1台、端末導入の配備状況でございますが、まず小学校におきましてはタブレット端末、i P a dでございますが、当初は11月下旬からの納品を予定しておりましたが、若干遅れておまして今週から各小学校に納品を開始しておりますところでございます。小学校5年生、6年生を優先的に納品中でございます。中学校におきましては小型のノートパソコン、C h r o m e b o o kになっておまして、こちらのほうにつきましては既に納品済みでございます。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。共同調達による時期というのは、手を挙げた自治体の先着順というふうに聞いておりましたので、もしかしたら、もう年を越すんじゃないかと危惧しておりましたけども、何とか年内に間に合ったということで安心しました。今のお話を聞きまして、非常によかったなというか教育委員会よくやったというふうに私、言いたいところが1つはございまして、何かというと小学校にi P a d、タブレットにして、中学校はC h r o m e b o o k、要するにパソコンにしたと、これ実はほかの自治体では珍しいんです。これまでも私、一般質問では申し上げていましたように、小学校の低学年というのはパソコンのキーボードを使えないところ、あるいはまだ使わなくていい学年が多いので、そこに対してパソコンを支給するという、やっぱりG I G Aスクールの進め方はちょっとやっぱり無理が

ある。そこを勘案していただいた上で、これ恐らく県内では非常に珍しい事例だと思うんですけども、小学校でiPad、中学校でChromebook、こういう使い分けをされるという、こういうご決断に対しては、私、非常にいい決断だったなと思いますのでありがとうございます。

こういった一括調達なんですけども、これ早いところでは既に9月までに納品が済んで、2学期からこの情報端末を活用した授業が行われております。今後は葛城市も、一刻も早い授業での活用が望まれるわけですけども、今後の授業の進め方については、9月議会の一般質問でお聞きしたときにはまだ何も決まっておられませんというご返答でしたけども、その後、何か方針というものは決まったのでしょうか。よろしく申し上げます。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

基本的に教員が、ICT支援員によりますタブレット等端末を活用しました授業計画の作成支援を受けながら授業を進めてまいります。具体的な活用につきましては、まず小学校におきましてですが、今回の端末の調達に際し、クラウド型サービスでありますロイロノート・スクールを利用することができ、これは全ての授業で使用できます思考力、プレゼン力、英語4技能を育てるクラウド型の授業支援ソフトであります。教材の配布や共有が比較的簡単にでき、例えば課題を教員から児童にiPad経由で送信することや、また回収することが可能で、発表することが苦手な児童の意見も授業の中で採り上げることができます。

今年度に調達いたしましたプログラミング教材のアーテックブロックは視覚的に捉えることのできる比較的簡単に使用できるプログラミング教材で、信号機など身近な物を組み立てて動きを制御できるもので、中学年以上が対象かと考えておりますが、児童一人一人が自分のiPadを使ってプログラミングし、個々のアイデアを共有することを通じてプログラミング的思考を育てることに役立つと考えております。

また、ウェブ上の様々なサービスや無料アプリを活用いたしまして、各教科等の学習において理解を容易にしたり、学びを発展させることもできます。教科書の説明や図、写真だけではイメージしにくい分野なので、映像で視覚に訴えることができることは大きな利点であります。このような單元では、児童一人一人が自分のiPadを使い、個々に学習に取り組むことも可能で、教員が大画面に提示して一斉指導することもできます。

次に中学校ですが、様々な教科において手軽に写真や動画などの資料を活用できるだけでなく、例えば、小学校と同様にロイロノートを使うことで、一人一人がタッチペンでChromebookに書き込んだ考えを共有し、リアルタイムで考えを深めていくなどの学習が簡単にできます。また、利用できるクラウド型サービスであります学習ドリル教材を活用することで、生徒の発達段階や課題意識に応じた様々な学びが可能となり、自分の学習状況や進度に合った問題に主体的に取り組むことが可能です。

さらに、特別な教育的ニーズのある生徒にとりまして、特性や障がいの状態に応じて適切な教材、教具、支援機器を提供、活用することはとても重要なことであり、このICT機器の活用は効果的な方法であると考えております。全ての授業で、教科書にありますQRコー

ドから多くの動画等の情報コンテンツにつながり、興味、関心を高めることができるとともに、深い学びにつながる効果があると思われまます。また、実技を伴う教科にも効果的に活用でき、生徒の演技や実技を録画、録音し、見直すことによって改善方法を理解するなどの活用が考えられます。このように全ての児童生徒が1人1台タブレット等端末を持つことによりまして、自分の目標に合わせ、それぞれの学びをそれぞれのペースで個別に、時にはみんなまで協働して学ぶことが可能になると考えております。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** 個々、具体的にお答えいただきましてありがとうございます。これまで私、一般質問で何度か取り上げてまいりましたけども、いろんなものを検討いただいた上で、一番肝は中学校から高校に進学した際に、このICTの教育の内容がスムーズに移行できるかというところを、そこを主眼にいろんなソフトウェアも検討していただいたり、採用していただいたということで非常に安心いたしました。

それでは次に、実際に指導する先生方に加えまして、先ほどにもお話にありましたようにICT支援員、これも以前から私、言っていましたけども、支援員の配備計画についてお聞かせください。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

小学校プログラミング教育の開始やGIGAスクール構想によります小中学生1人1台端末の整備に伴いまして、ICT機器関連につきまして、専門的な知識がより一層求められることによります小中学校で使用いたしますICT関連機器全般に関わる教員への支援業務といたしまして、今年度の10月からICT支援員1名と契約し、小中学校7校を巡回訪問していただいております。

ICT支援員の業務内容につきましては、大きく授業支援、研修支援、校務支援、異常・不具合対応支援とあります。まず、授業支援につきましてはICT機器を活用した授業計画の作成支援、授業開始前のICT機器の設定、動作確認及び設置等の授業準備支援、授業中のICT機器等の操作支援などなどであります。次に、研修支援につきましてですが、こちらのほうはICT機器の活用促進に向けたハード、ソフトウェアの教員研修の実施であります。そして、校務支援につきましては校務全般に係るICT機器などの活用支援になります。最後に異常・不具合等の対応支援につきましては、ICT機器に障害が発生した場合の一次的対応が主な業務となっております。

この中でも、ICT支援員の中心業務といたしましては、1人1台整備されましたタブレット等端末を活用した授業支援でありまして、ICT支援員の存在が必要不可欠となっております。あくまでもICT機器の整備が目的ではなく、整備された機器を児童・生徒が活用し、学習内容の理解を深め、ICT機器の活用能力を高めていくことが最大の目的であります。そのためには専門的知識を持ったICT支援員の常駐が必要となっております。

現在、教員が使用しております校務用パソコンにつきましても、校務支援ソフトの電子メ

ール機能の不具合やパソコンそのもののハード面の不具合など、業務に支障を来す場面があり、ICT支援員に対応していただくことが多々ある状況でございます。日常メンテナンス支援や障害トラブル対応の観点におきましても、児童・生徒一人一人にタブレット等端末が整備された後、教員や市職員では対応できないトラブルが発生した場合など、ICT支援員の存在が必要不可欠となっております現状でございます。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ICT支援員の人数については、さきの予算特別委員会で指摘させていただきましたが、現状で国の基準を下回る人数となっております。後ほどの質問でも触れますけども、やはりここは増員によるスムーズなICT教育を行えるようご検討をお願いしておきます。

それでは次に、この配備された情報端末の扱いについてお伺いしたいんですけども、今回配備された情報端末ですが、以前の予算特別委員会だったと思うんですけども、基本的に学校での保管を前提にしているとのことご答弁をされていたかと思えます。事実、当初は文部科学省でもそのような前提での補助金支給を明示しておりましたが、このコロナ禍で方針も変わってきております。

実は秋口に、ICTの先進自治体の教育長たちのパネルディスカッションに参加してまいりました。そのとき、今後のGIGAスクールの動向について伺う機会がありました。それによりますと、ほとんどの参加されている教育長が、今後情報端末については基本、家庭への持ち帰りを前提としてGIGAスクールを進めるとおっしゃってございました。これはコロナ対策としても、学校と家庭がシームレスにつながることを前提に授業内容を考えていきたいということがベースでございます。

今、コロナの第3波と言われている中で、葛城市も情報端末の持ち帰り使用を考えるべきときにあるのではないかと思います。また、その際、春先のような一斉休業となったときに、いきなり持って帰って使えって言っても無理があります。また、一番問題となるのが、そういったときに端末の使い方、分かりませんかというサポートが追いつかない。これがもう目に見えております。そういったことを避けるために、今後どういうことが起こるか分かりませんが、持ち帰りを考えるのであれば、段階的に学校や学年別というように、小さく分けた形でその持ち帰りのテストをしていながら、家庭でのフォローがうまくできるような感じの実績を積んでいく必要があるかと思うんですけども、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

パソコンやタブレットにおきましては学校内での使用を原則としております。さきに述べましたように、学校の中で端末を利活用した授業を行いまして、その中で、児童・生徒がある程度1人で端末を使いこなすスキルを身につけていただきたいと考えております。新型コロナウイルスの感染が拡大し、長期の臨時休校をせざるを得なくなった場合には、国は家庭でもつながる通信環境の整備を加速することが必要と示しておりますので、非常時において、

全ての家庭でインターネットを利用した家庭学習を行えるよう、その備えといたしましてグーグル社が提供しておりますクラウド型サービスでありますG Suite for Educationのテレビ会議ソフト、Meetを利用して学校の教室内で試行するなど、緊急時に向けた対応もICT支援員と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。この先、コロナの対応で何が起こるか分かりませんので、それを踏まえた上で、家庭でのインターネット環境の整備も含めて考えていただけたということと安心をいたしました。

そしたら、その際に、1つ気になることがございます。先ほどの今のお話にありましたように、家庭、あるいは学校でつないで使えるグーグルのサービス、G Suite for Educationという中の機能なんですけども、これは奈良県の教育委員会が県下の小中学生、養護学校を含んでの児童・生徒全て、それと教員の先生全てに対して1人に1つのアカウント、つまり、IDパスワードを振り分けているわけです。それを使ったら、このソフトが家庭でも使えますよというようなものなんですけども、これについて、ちょっと1つ、分からないところがあるのでお聞かせいただきたいんですけども、このアカウント、IDパスワードなんですけども、この管理状況は今現在、どのように行われているのでしょうか。というのは、個人情報保護法によりますと、この大量の個人データを保有する事業者、これ事業者なんですけども、そのデータの取扱いについては厳しく取扱いを、方法を定められております。

実は全国の教育現場で、このアカウントの管理についての議論が実は抜け落ちているんですね。教育機関を個人情報保護法の及ぶ事業者とみなすかどうかというのは、解釈が分かるところではございますが、基本は事業者云々に関わらず、そもそもアカウントは個人に帰属するものなので、それを学校や担任が管理することはおかしいという議論もあるわけです。これについて、企業ではプライバシーポリシーというものを定めて個人情報の取扱いを明確にしておりますけども、今後社会のデジタル化が加速していったときに、その個人情報の在り方が議論されていくものと思われまして。今現状、学校のGIGAスクールの中でのこのアカウントの取扱いについて何か取決めがあるのでしょうか。お聞かせください。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

小中学校の児童・生徒が使用いたしますG Suite for Educationのアカウントでございますが、こちらのほうにつきましては教育委員会で管理しております。しかしながら、パスワードの管理につきましては本人または保護者が行うこととし、個人情報保護の観点からも、各学校及び教育委員会では把握しない運用といたしております。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** 基本、子どもたちのアカウント、その管理に関しては本人または保護者が行うということ

で安心いたしました。過去に、やはり子どもたちのアカウントをのぞいて個人情報を見たりとか、SNSで個人的につながって犯罪に至った例とかもありますので、この辺り、今後注意して運用していただければと思います。

それでは、もう最後の質問になりますけども、もろもろGIGAスクールも含めてなんですけども、今のご答弁にありましたように、学校現場の環境が徐々に整備されていって、いろんな使い方も、もうある程度枠が決まっていっているところなんですけども、1つ最後、ここで懸念するところなんですけども、こういった学校現場のICT化が進むと、やはりその支える人材、トラブルが起こったときの対応であるとか使い方に対するサポートの体制、そういうのが必要となってまいります。

ちなみに、奈良市を引き合いに出して悪いんですが、奈良市の場合は民間業者に委託して、そういうサポートセンターというのを実は設けてらっしゃる事例がございます。これはもう家に持ち帰って使う場合に、子どもたちだけでは分からない場合、当然お父さん、お母さんに聞きます。そのお父さん、お母さんが分からなかった場合にも対応できるように、夜の8時か9時まで対応できるという、そういうサービスをされているわけですね。それで、非常にこの家庭での持ち帰り学習も軌道に乗っているというふうに伺いました。

これは一例なんですけども、今後葛城市においても、このGIGAスクールの教育部局での対応というのは非常に重要となってまいります。普通に考えれば、これまで市全体で使われてらっしゃった情報機器に関しては、その情報機器のパソコンの台数で比較すると分かるんですけども、市全部の部署のパソコンの台数よりも、実は学校現場で子どもたちが持っている台数のほうが増えるわけなんですよね。とすると、それに対応する情報処理部門のマンパワーというのが明らかに不足しています。これは従来、私、質問でも申し上げておりましたが、教育委員会の学校教育課の担当者が自分の業務をやりながら、それに対応されておりますけども、実質これがもうGIGAスクールが進み始めますと、到底これは間に合わないんです。ほかの自治体ではその専属部署というのを立ち上げてらっしゃいますけども、今は、それよりも更に大きな見方、視野を広げて対応していく必要が出てまいります。

というのは、政府も首相の肝煎りでデジタル庁を設置して、地方公共団体と国のシステムを共通化する流れを加速するとおっしゃっております。ということは、自治体におけるICT人材が今後決定的に足らなくなっていく。やはりそうなってくると教育部局だけの問題ではなく、市全体としてICT人材の専門人材をどうしていくかという、部署の設置になるのか、あるいは人材をどう割り振っていくかという、その辺の考え方が重要となってまいりますので、そこに対して、今後葛城市はどういうふうにお考えになっているのか、どういうふうに進めていこうとされているのか、その辺のあたりのお考えを最後、市長に伺いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。GIGAスクールのほうは各自治体がもう取り組まれているところ、もう納入されていますので、その事例も、もうお聞きした中での対応を取っていくべきやと考えております。議員は奈良市の事例を引き合いに出されましたので、奈良市で

あれば教育委員会の部局の中にG I G Aスクールに関係するI C T支援員等の、もうセンター方式にされていると。そやから、各学校に配置するのではなくて、センター方式を取った中で集約をして、そこで対応をされているということでございます。ですので、教育委員会部局としては、これは私のほうで教育委員会の内部の構成については指示はできませんので、教育委員会のほうで検討していただく形になると考えております。ですので、こちらの答弁のほうは、私にはできないということをご理解いただきたいと思います。

それと、全体といたしましてパソコンといいますか、I C Tに関しましては加速していくであろうということで、これはもう間違いない事実やと思いますので、ですので市として、どのような体制で取り組んでいけるのか、今の現状の体制で不足するのであれば、それを補充する形にはなるであろうと考えております。

以上です。

**西川議長** 奥本君。

**奥本議員** 明確なお答えはやっぱりいただけませんでした。その教育部局の問題ではあるけども、これ大きくやっぱりもう自治体全体の問題として捉えているという、これがやっぱりいろんな首長さんのお話でも聞こえてくるわけです。その辺を見据えていただいて、どういうふうに取り組んでいかれるか、ビジョンをお持ちですかということを知りたかったわけですが、今のお答えに終わったわけですね。

もう最後に、そしたら、これらの話を踏まえまして、私、最後にちょっとご紹介しておきたい、非常に名言とするものがございまして、それを最後、お知らせいたします。実は先ほど言った各I C T先進地の教育長のお話の中で、尼崎市の松本教育長という方がいらっしゃって、その方がおっしゃったメッセージが非常に心に刺さったわけなんですけども紹介しますね。

ある自治体の教育長経験者から聞かれたという話なんですけども、校長の限界を学校の限界にしてはいけない。このことはクラス担任の限界をそのクラスの限界としてはいけない。教育長の限界を教育委員会の限界にしてはいけないということに当てはまる。つまり、これを今の最後の市長のご答弁に当てはめると、市長の限界を市全体の限界にしても駄目なんです。やはり、自分に足りないところはそれなりの専門知識を持つ方、職員の中にもたくさんいらっしゃいます。そういった方々の知恵を結集して、限界があってもそれを乗り越えて対応できる力を持っていただきたいと思うわけです。だから、人それぞれ、やっぱり自分ができる範囲って決まっております。ところが、ほかの人の知恵を借りる、能力を借りることによって、それを越えることができるんです。そういった意識を持って、今後の市政運営を進めていただきたいというお願いを最後にいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

**西川議長** これで、奥本佳史君の発言を終結いたします。

次に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

梨本洪珪君。

**梨本議員** 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので私の一般質問をさせていただきます。

今回、私が質問させていただきますのは随意契約及び長期継続契約についてでございます。内容といたしましては、令和2年11月9日に執行された葛城市リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務、この委託の入札結果を基に、葛城市における随意契約及び長期継続契約の在り方について伺わせていただきます。

これより先は質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** では、始めさせていただきます。

繰り返しになるんですけれども、この随意契約及び長期継続契約についてと、この質問の目的は、2016年6月1日から2020年3月31日まで契約されていましたが、今も契約更新中の葛城市リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託の検証及び葛城市の財政に与えた影響の確認でございます。これまで一貫してこの契約に関係する質問を私は行ってまいりました。

最初は議員になって初めての一般質問をした2018年3月議会において、業務委託契約についてをお聞きしたことから始まっております。答弁において業務委託契約の中で、年額約1億6,000万円のこの1者随意契約の存在が明らかになりました。質問時間の都合上、細部まで聞くことができなかつたため、その続きとして、2018年6月議会では同じ項目で質問をさせていただきました。私はここで長期の随意契約の問題点や、契約の原則は一般競争入札であることを指摘いたしました。平成28年に、県内他市で行われた資源ごみ収集運搬業務の入札を引き合いに出し、それまで長年随意契約において年額7,800万円で受託してきた業者が、入札においては3,000万円以下を提示して落札した事例を紹介させていただきました。

2018年9月議会においては、少し違う観点からではございますが公共入札について質問させていただきました。生意気であったかもしれませんが、前市政における契約関係の問題点を指摘させていただきました。3月議会、6月議会の理事者の答弁を踏まえた上で、葛城市の資源ごみに関わる契約には大きな問題があると確信したため、2018年12月議会において、ごみ収集についてを質問させていただきました。これにおいては、県内で葛城市と同様に民間への業務委託を行っている生駒市の事例を挙げて、契約条件や処理している数量など、様々なデータを並べた上で葛城市の契約が高額過ぎると問いただささせていただきました。その際、現契約の満了以降は入札により業者選定を行う、このように当時の市民生活部理事より答弁もいただきました。

そして、2019年6月議会ではクリーンセンターの運營業務についてを質問、理事者側より、令和2年4月からの運営管理について委託方法や期間等を検討していると、このように答弁をいただきました。それに対して、当時、コンサルタントに委託して検討されていた包括的長期民間委託方式にこの契約を含めることの疑念を述べ、それぞれの業務における不透明さの払拭をするように要望いたしました。今、説明させていただいた以外にも厚生文教常任委員会などにおいて、私は事あるごとに意見を述べてまいりました。また、この契約において

は、議会においてもほかの議員の皆様も度々取り上げておられます。

2019年12月議会では、谷原議員がこの契約に関連して増大するごみ処理費を削減するための入札契約改革についてを質問されました。この谷原議員の質問では、年度ごとの契約金額の推移が図をもって示され、平成24年度以降、契約金額が徐々に上昇し、平成29年度から急激に膨れ上がっていることが明らかになりました。特に、この会期中の厚生文教常任委員会では委員の中から本当に節約できるのか、見逃してきたのか、こういった質問や不当利得という言葉まで出て、様々な議論が交わされました。

今年に入ってから6月議会においても、資源ごみの収集処理事業費、または契約の方法についてという一般質問もございました。このときの答弁においては、当契約における積算の根拠、また、平成24年度から契約金額が上昇した理由などの説明もございました。以上の流れの中で、令和2年11月9日に執行された葛城市リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託の入札は、その1つの結果が出たものと考えております。

ということで、これまでの総括、検証の意味を込めて伺わせていただきたいと思います。まず、この業務委託契約は2020年3月31日、本年の3月31日までが契約期限でございましたが、4月1日以降も、これまでの契約業者と随意契約が交わされています。まず、今年度当初からの契約の契約期間と契約金額を伺わせてください。

**西川議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 皆さん、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、お尋ねいただきました葛城市リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託についての本年度当初からの契約の契約期間は、令和2年4月1日から同年9月30日までで、契約金額は8,097万1,000円です。これが6か月分の金額でございますので、月額では約1,349万5,000円、税込みの価格となります。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、部長に答弁いただきましたように契約金額は6か月で8,097万1,000円、期間は9月30日までとのことでございました。これを月額に直すと税込みで約1,349万円、この後、出てくる数字と比較を容易にするため、この金額を手元の計算で税別にすると月額約1,227万円になります。ちなみに、9月30日以降も同じ契約が延長されているわけですが、時期的なずれが生じている点に関しては、後ほどまとめて質問させていただきます。先に金額について詳細に聞かせていただきたいと思いますので、通常、入札には予定価格が設けられると思うんです。今回、執行された11月9日の一般競争入札の予定価格、それと、その決定根拠を教えてください。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** お尋ねの今回の一般競争入札の予定価格は、1か月当たりの税抜き価格で1,129万円です。この根拠でございますが、3者から見積りを徴することができます、その中の最低価格を考慮して予定価格を決定しております。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、お答えいただきましたように、今回の一般競争入札の予定価格は月額1,129万円です。これまで契約してきた月額約1,227万円より100万円ほど安い予定価格になってるわけです。年に換算すると1,200万円程度の開きが生じてまいります。まだ2つしか質問はしていませんが、早速私は矛盾を感じるわけです。入札予定価格というのは、これ以上は不落。つまり、市は契約できません。そういう価格のはずです。その段階で現契約の金額が妥当ではないということが証明されているのではないのでしょうか。

本来、随意契約を結ぶに当たっては葛城市契約規則第17条において、なるべく3者以上の見積りを徴取しなければならないと規定されております。しかし、これまでの答弁では3年9か月以上の長期の随意契約を結ぶにもかかわらず、他社見積りなしの1者随意契約と説明が繰り返されてきました。全く同じ業務を遂行するに当たり、前回、他社からの見積りが1つも取れなかったのに、なぜ今回は3者も見積りを取ることができたのでしょうか。

この契約は2016年6月10日に結ばれています。しかし、実際の葛城市クリーンセンターの稼働は翌年2017年からです。早い時期に契約しなければならない緊急性があるわけでもなく、見積りを徴することは期間的にも十分にあったはずですが、見積りを取る努力を怠ったのであれば、当時の原課職員の怠慢ではないのでしょうか。もし、意図的に取らなかったのであれば業者との癒着まで疑われる、そんな事例ではないかと考えております。事実、3者から見積りを取った今回は予定価格の段階で現在の契約価格を下回っています。ということは、見積りを取っていれば契約金額の減額交渉も可能だったはずなんです。いずれにせよ、これ1つ取っても、当時の契約の結ばれ方に問題があるということが分かります。

では、その前提をもって、次の質問をさせていただきます。昨日、谷原議員からも質問があったので重複するかもしれませんが、11月9日の入札における応札者数、つまり入札に参加された会社の数、それと落札金額を教えてください。また、これまでのこの業務に関する受託者との年間の差額、これについてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** 昨日の谷原議員のご質問に対する答弁と重複する部分もございますが、応札者は6者で落札金額は650万円でございます。これは税抜き1か月当たりの金額でございますので、税込み1か月当たりで715万円、年間12か月ですと8,580万円となります。そして、これまでの受託者との委託費は、昨年令和元年度、年間で1億6,048万700円。これは消費税率、9月までが8%でございまして、同年10月から10%となっております。今回との差額は年間合計で7,468万700円となり、1か月当たりですと税込み価格で約622万3,000円の差額となります。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、部長からご答弁いただきましたように、6者の応札があつて落札金額は月額650万円とのことでございました。現在の契約金額が税別約1,227万円でありますから、650万円は現在の契約と比較して驚くほど低価格です。半分までは行きませんが約53%、つまり、47%も減額されたわけでございます。年間の差額は税別で6,900万円以上、10%で計算した税込み

だと、手元の計算では約7,600万円にも上ります。しかも、これは今後3年間、毎年続く価格であって、トータルでいうと2億2,000万円以上も下がることになるわけです。常識的に考えて、年間約1億6,000万円かかっていた事業が同じ事業内容を移行したら半額近くまで下がる、そんなことがあり得るのでしょうか。

この評価について、昨日の谷原議員の質問に対して、阿古市長は一般競争入札の長所が出た。しかし、今後の影響を見極める必要もある。こういった趣旨で答弁されました。誰でもここまで差額があると、同じ住民サービスの質を維持できるのかが心配になってきます。安かろう、悪かろうで市民に負担をかけるわけにはまいりません。原課において、仕様書や業者選定などにも抜かりはないと信じておりますが、住民サービスの質に影響がないか、今後注視し、検証を重ねる必要がある。しっかりとその点、続けてやっていただきたいとこのようにお願いしておきます。

では、更に踏み込んでお聞きいたします。今回の入札にはこれまでの契約業者も応札、つまり、今、業務をやっている業者も入札に参加したとこのように聞いております。現在の受託業者の入札金額は幾らだったのか教えてください。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** 今回の入札における現受託業者の入札金額は658万円、税抜き1か月当たりの金額でした。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 658万円ということは落札価格との650万円との差額は、わずか8万円なわけです。これには、私は落札価格以上に驚かされております。今回、650万円で落札した業者は現受託業者とは別の業者です。新規参入したい業者が赤字覚悟、ダンピングをして入札したのであれば、半額近くまで価格が下がることもあり得る話と考えていました。しかし、現在のサービスを提供している受託業者が658万円で応札している。ということは、今と同じサービスがその金額でできるということになります。

では現在、葛城市が毎月支払っている1,227万円は一体どういうことなのでしょう。月額658万円でできるサービスを1,227万円払うなどということは、普通の感覚では理解できません。現在の価格を検証した6月議会の答弁では、以前より価格が上がった理由として労務単価が上がったから、収集品目が細分化されたから、こういった答弁がございました。これは一体何だったのでしょうか。

随意契約とは本来、市に有利となるような契約をするものではなかったのでしょうか。これが3年10か月間、現在も進行形で続いていることになるわけです。しかも、これは国や県からの補助の一切ない100%自主財源で行う単独事業です。市民税を払う多くの市民の方に納得してもらえない話ではない、私はそのように考えます。

ここまで聞いてきて、前山下市長時代の2016年6月10日に結ばれたこの契約は異常と言えるほど高額であったことが証明されました。勘違いしないでいただきたいのですが、これは業者の問題ではありません。業者が1円でも高く契約を結びたいと考えるのは市場経済において当然の行為です。仮に契約を結ぶに当たって、業者から不当な圧力がかけられていたり、

官製談合や贈収賄などの違法行為があったならば話は別ですが、そうではないなら業者を責めることはお門違いです。

これまで判明している事実においては、全ての問題は葛城市にございます。結ぼうとしている契約金額が妥当であるのか、見積りも取らずに妥当性を検討しなかった当時のずさんな原課対応がこれだけの差額となって表れているのではないのでしょうか。逆に、現在の担当部局はよくここまで頑張っていたいただいと評価したい思いもございます。しかし、財政を預かる行政においては当然の任務の遂行であり、ようやく正常な状態に戻ったにすぎません。

今回の入札から明らかになった問題はこれだけではございません。ここまでは金額の話でございますが、これからは契約の時期や期間について質問をさせていただきます。今回行われた入札執行日は11月9日でございますが、事業の開始は来年の2月からと聞いております。しかし、本来この業務の契約期間は令和2年3月末までのはずです。ということは、契約更新時期から約10か月も遅れが生じているわけです。結果論かもしれませんが今回の落札結果から、新たな契約が遅れるほど市が支払う金額がかさむことは明らかなです。私の試算だと、本年度においても6,000万円以上の費用が余計に支出されたこととなります。3月の契約期限後、直後の4月から契約が更新できなかった。その理由をお聞かせください。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務につきましては、コンサルタントによる平成30年11月の今後の運營業務検討報告書で、焼却施設運転管理業務と包括したほうが一般的にメリットがあるとされておりました。しかしながら、先ほど来もお話しいただいていますように、当時から議会でもリサイクル施設運転管理業務と資源ごみ等収集運搬処理業務の委託契約の組み合わせ方や随意契約の在り方について、いろいろとご指摘、ご要望、ご教示をいただいておりますことを受け止め、検証期間をいただきました。そして、検討を重ね、焼却施設運転管理業務とは包括しない。そして、一般競争入札で執行するという結論に至りました。そのための手直し作業などに時間を要しましたことから、本年3月議会の当初予算をお認めいただいた後、4月から契約に向けた準備を始め、業者選定委員会の期間を考慮し、7月中の入札、契約、そして準備期間を設け、10月から新たな契約で実施する計画をさせていただきました。

しかし、その3月議会でも一般質問で、この業務委託の考え方についてご質問を賜りましたので、そのことも検討し、現在の受託業者とも交渉を重ね、他社からの見積りも徴したことから、9月の定例議会の委員会でご説明申し上げましたように、8月末の入札公告、そして、公告期間を設けて10月の入札、契約とさせていただいた次第でございます。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、前村部長にご答弁いただいたわけなんですけれども、これについては、私は3月議会の予算特別委員会でも述べさせていただきましたが全く理解できないんです。この契約は2016年に結ばれたものであって、3年以上期間がありました。コンサルタントのミスリードがあったにしても、私は2018年にはそれを指摘しています。しかも、2019年6月議会では、理事者側より令和2年4月からの運営管理について委託方法や期間等を検討していると、こ

ういった答弁もいただいております。今の形態を変えて新たな業務に移行する、それならまだ話は分かるんです。しかしながら、同じ業務を引き継ぐだけの入札に何の検証が必要なんでしょうか。どれだけ手直し作業の時間が必要なのか。ここには本当に私は理解に苦しんでおります。

契約満了までに3年以上の十分な期間があったにもかかわらず、それに間に合わせる事ができなかつたのは現阿古市政で起こったことなんです。この事業においては、別の事業で起こつたような期限に間に合わせるために法律的な問題をねじ曲げなければならない、そんな事情もございません。権限と責任において、期限までに間に合わせるのは当然の義務です。結果的に多額の財政的支出につながっていることから、再度検証していただきたいと思ひます。

更に踏み込んで聞かせていただくと、本年度当初の契約期間は9月末まででございます。しかし、またまた期限に間に合わせる事ができずに、10月以降も契約期間が延長されています。その結果、7月中の入札契約予定が更にずれて10月の入札契約予定となりました。にもかかわらず、入札が執行されたのは11月9日です。10月の入札執行予定が更に1か月遅れた。11月9日になつたその理由をお聞かせください。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** 10月6日に入札を執行すべく8月31日に公告をさせていただきました。しかしながら、JV、共同企業体の参加について仕様書の解釈に疑義が生じたので、公正・公平な入札に万全を期すため9月23日に中止いたしました。その後、速やかに仕様書を改めまして公告いたしました。11月9日の執行となりました。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今のご答弁ですと、仕様書の解釈に疑義が生じたので公正・公平な入札に万全を期すために中止したと、こういったことでございました。正直申しまして、どれだけ検証を重ねてその結果になるのか、あきれざる事態でございます。3年9か月以上の長期契約のため、年度末にも見直す機会が設けられていなかった中で、やっと見直す機会であったのが今年の3月末なんです。その機会に間に合わせられず、更に遅れる。前山下市政の後始末だとしても、先送りされるほどそれに関わる人件費コストなどのコストも増してまいります。期限を遵守できなかった現市政におけるコスト意識とは一体どういうものなんでしょうか。

繰り返しますが、この金額に関しては全額が一般財源からの単費なんです。個人的にはこの随意契約によって葛城市の財政に大きな損害が生じたと、そのように私は考えています。1つの随意契約だけで毎年必要以上に7千数百万円という差額が支出されていたということになれば、この財源があれば実施できた他の市民サービスもあるはずで、市民に与えた影響は極めて大きい、そう言わざるを得ません。以前の議会の議論の中では不当利得という言葉も出てまいりました。この入札結果を知つた市民の方の中からは、市が損害を被つた責任は誰が取るのか。そういう憤りの声も私の元に届いております。整理するためにお聞きしたいと思ひます。随意契約と入札の差額が不当利得に当たらないその法律要件を教えてください。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** 不当利得とは民法第703条に、法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負うと、不当利得の返還義務が規定されております。随意契約も法律行為でありますので随意契約締結を行っている以上、法律上の原因なくということは言えず、不当利得には当たらないと解釈しております。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今の答弁では、不当利得に当たらないという解釈でございますが、私もこの入札結果を受けて、直ちに不当利得だというつもりはございません。しかしながら、結果の重大さを勘案すれば、なぜこのような事態に至ったのか、原因究明と再発防止を徹底しなければならない、そのようには思うわけです。

今回の随意契約及び長期継続契約の在り方については、契約期間と契約責任者という2つの側面から考える必要があると思います。契約期間の側面からは、本年3月末までの契約と本年4月以降の契約、契約責任者の側面からは2人の首長、前山下市長と現阿古市長、そして、それぞれ当時の担当部局員です。特に前山下市長の責任で2016年6月10日に結ばれた契約締結において、他社見積りを取らない随意契約であること。業者の見積金額をそのまま契約金額としていること。収集業務と管理業務における積算根拠が示されてこなかったこと。収集業務に管理業務を抱き合わせて長期継続契約としていること。3年10か月に及ぶ異例の契約期間であることなど、契約に至るプロセスの様々な点において、当時の行政判断に不信感が残っています。

阿古市長は諮問機関として市政検討委員会を立ち上げ、前市政下における不祥事の解明や利権政治からの脱却を目指してこられました。この案件に関しては、いまだ現在進行形で続いているわけでございますが、市政検討委員会で当時の随意契約に問題はなかったのか、検証はされたのでしょうか。もしくは、今後される予定はあるのでしょうか、教えてください。

**西川議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** 現契約は、議員が先ほど来、経緯の要点を説明いただいていますように、以前からの議会でも、直近では本年6月一般質問でもご説明申し上げましたように積算根拠も検証し、また、当時の状況、収集品目も増え、旧當麻町地域分も加わるなど、業務量も増えた状況下、まずはスムーズに即座に業務が遂行できるように地域性なども考慮し、当時の行政判断として随意契約締結に至ったと。そして、今回はこれまで本会議をはじめ、所管いただく厚生文教常任委員会、また予算・決算特別委員会など、機会あるごとにこの業務の契約の在り方、見直し検討の必要性などのご意見をいただいております。それらのことも考慮して、また、3年間の長期継続契約が満了することも1つの区切りとして公共性、経済性、機会の平等性に優れる一般競争入札を実施した次第でございます。いずれの契約もそれぞれに検討を重ねた結果、最適な方法を選択した意味のあるものと判断しており、市政検討委員会の検証の必要には及ばないと考えます。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、ご答弁を聞かせていただいたんですが、当時の行政判断が市の財政にこれほどの影響を及ぼしながら、最適な方法を選択した意味のあるという答弁に説得力はございません。この入札結果がありながら、今のような答弁を聞かせていただくと本気で利権政治から脱却する気があるのか、疑う感情まで湧き上がるわけでございます。そもそも地方自治法の定めによると、地方公共団体の締結する契約は一般競争入札の方法によることが原則です。随意契約ばかりか指名競争入札も例外であり、それなりの根拠が必要になってきます。市政検討委員会とは何のために存在するのか。当時の検証を怠って再発防止はできるのか。時間が経過して一区切りすれば誰も責任を取る必要はないのか。様々な思いが私の頭を渦巻いております。

釈迦に説法を承知でお伝えいたしますが、随意契約は相手方が固定しやすく、そのため不正行為の入り込むおそれがあり、かえって不適當な相手と契約することにもなりかねないことから、個々の具体的事例を詳細に検討し、客観的に判断した上で適正に実施しなければならないとされているわけです。この契約においては、まさしく相手方が固定され、高額な価格で相手方と契約しており、それが利権政治や癒着の結果ではないのか。疑いを持つ市民も多いはずですが、であれば、具体的事例は本当に詳細に検討されていたのか、客観的に判断されたのか、適正に実施されたのか、そういった当時の契約プロセスを見直す必要があるのではないのでしょうか。そのような原因究明なくして、どうして再発防止ができるのでしょうか。利権政治からの脱却を掲げるのであれば、市政検討委員会に関わらず、現市政において再度検証をご検討いただきたい、このようにお伝えいたします。

最後に予算の組み方について伺わせてください。今年の6月議会において、クリーンセンター長期包括管理運営委託事業における債務負担行為が組まれました。これは9年間で25億1,511万5,000円という金額でございますが、中身としては焼却施設運転管理業務委託を引き継ぐものと理解をしています。一方で、葛城市リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託については、3年間の長期継続契約ということで今回も入札が行われたわけでございますが、債務負担行為は組んでおられません。2つとも複数年にわたって予算の裏づけが必要な事業のはずですが、一方が必要で一方が不必要というその理屈がよく分かりません。債務負担行為と長期継続契約の基本的な考え方について伺わせてください。

**西川議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

債務負担行為と長期継続契約の違いということで申し上げます。いずれも予算の会計年度独立の原則に対する例外措置という点では同じでございますけれども、まず長期継続契約は地方自治法第234条の3で規定され、翌年度以降にわたって継続的に給付を受ける特定のものについて、年度を越えて締結する契約のことを指すものでございます。翌年度以降にわたる債務の負担につきましては継続費を設定する場合を除き、債務負担行為として予算で定める必要がございますが、電気、ガス、水道等の役務の提供、それから平成16年の地方自治法及び関係法令の改正によりまして、市の条例で長期継続契約を締結することができることと

された不動産を借りる契約等につきましては、債務負担行為の設定が不要というふうに規定をされておるところでございます。その性格上、地方公共団体が行政活動を行う上で1日も欠かすことができない最小限必要なものについては、毎会計年度契約更新するよりも、一定程度の長期にわたって契約締結できるとするほうが能率的かつ合理的であると考えられたためでございます。

一方、債務負担行為でございますけれども、地方自治法第214条で規定をされておりました、長期継続契約が締結できる契約以外で、市が将来にわたる債務を負担する行為を行う場合、例えば経費の支出義務を負う契約を結ぶ際に、予算においてその事項、期間、限度額を定め、債務負担行為として議会の議決を経ることで、契約に係る準備や契約行為を事前に進めていけるものでございます。予算の一部ということでございますので、歳出予算に関する原則が適用され、会計年度経過後につきましては債務負担行為の変更はできず、債務負担行為に基づく行為は当該会計年度内に限られ、会計年度経過後はその債務負担に基づく債務の負担はできないものとなっております。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、総務部長より詳細にご説明いただきましたが、この債務負担行為という考え方については私も知識不足であって、本年6月議会において初めて勉強をさせていただきました。まだ必要なものと必要でないものの線引きがよく理解できておりませんので、今後も引き続き予算と契約の関係を学ばせていただきたいとそう思っております。ただし、少なくとも2016年の契約時においては複数年にわたって予算の裏づけが必要なながら、どちらの契約も債務負担は組まれませんでした。そのため、当時の議会、そして議員はその中身を知ることはできず、結果として予算監視ができないまま予算執行がされてまいりました。この議会の予算監視が機能していれば、契約締結前の段階で客観的な検証ができた可能性もございます。議会の機能を重視するならば、今後は複数年にわたって予算が必要な事業に関しては、再発防止の観点からも丁寧な説明をしていただきたいと、このようにお願いしておきます。

さて、さきの11月議会臨時会においては特別職の給与減額も提案されました。市長給料を半額にしても、その差額をまちづくりに使いたいという説明を受け、若干の疑念が残りつつも私は賛成に票を投じさせていただきました。しかしながら、今年、本年中の随意契約で支払う差額はそれ以上の支出になる計算なんです。市長給与の減額の総額は4年の任期で5,000万円程度と聞いておりますが、私が指摘しているのは今年度10か月で6,000万円以上でございます。市長の減額効果を優に上回る数字であり、これは契約満了の本年、今年3月末までに決着をつけていけば節約できた可能性もございます。ここまでの私の議論や主張を聞いてきて、市長の所見を伺わせてください。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。クリーンセンターのリサイクル資材等の収集業務につきましては、様々な機会においていろいろとご意見をいただいております。その答弁に沿っての、実は入札方法の変更をさせていただいたということでございます。その手続に移るに当たりましては、現実にはその段階を踏む中で時間を取られてしまったという思いはございます。で

も、結果的にその入札方法の変更をしたことについては、これから以降の支出を考えますと妥当であるのではないのかなという思いもしておりますが、何分、随意契約から一般競争入札に変えまして、その差額につきましてはかなりございますので、実際にその運営ができるのか、できないのか。当然仕様書には書いておるんですけども、これ毎日の日々の業務でございまして、その影響がどのように出るのかというのは、これから検証していかないといけない大切な部門やと思います。

ごみの収集というのは、行政にとってかなりウェイトが高いといいますが、市民の皆さん方の日々の生活に与える影響というのは大きいございまして、その辺の検証も含めてしていかないといけないなという思いでございまして。本来の原則に沿った形の入札方法に変えるに当たって、時間がかかってしまったという思いはございまして、今回の入札の変更に当たっては、今までの答弁どおり変更させていただきます、見直しますという中での作業をさせていただいたということをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

**西川議長** 梨本君。

**梨本議員** 今、市長から答弁いただきましたが、私もやっぱりここまで至るに関しては様々な努力、現市政においてしていただいたものと、この部分に関しては感謝しております。であるならば、本当にこれに関しましては3年10か月という期間がございました。今、葛城市、私は自分の見方としては決して裕福な財政状態にあるというふうには考えておりません。一般財源を使うに当たっては、本当に皆様、節減をしながら各課、原課対応をしていることと思います。であるならば、なぜ本当に今年の3月末に間に合わせられなかったのか。そこに、私は悔いが残るわけなんです。それができていたら、私はこんなことをこの場で質問することもなく、本当によく頑張っていた。その一言で終わったはずなんです。

本当にこれまでこの話を続けてまいりましたが、利権と利権政治とは何なのか。このことをこの期間、ずっと考えてまいりました。政治学においては、利益団体の支えが欲しい政治家と政治家の意向を酌んで執行しなければならない行政、そして、行政からの規制がかけられる利益団体。この政治家、行政、利益団体は三すくみの状態であると言われております。私の知る利権とは、利益団体が政治家、公務員などと結託することによって形式的には公的手続を経て与えられる権益のことです。利権政治とは、行政と政治家が結託して大きな利益を得ることが横行している政治のことです。

この1者随意契約におけるケースは、巧妙に法の網の目をくぐってはおりますが、その巧妙さゆえに、また決断1つで起こり得る可能性がある、そう私は感じているわけです。ここまでの事実が明らかになりながら、何の調査もせず、どこにも結託がなかったとの結論をつけるには無理がございまして。これが利権政治の結果でないというのなら、利権とは、利権政治とは何のことを指すんですか。

私は犯人探しをして罰してくれとは一言も申しておりません。そんなことは望んでいません。原因を究明して、そして再発防止策を立ててください。そのように繰り返しお願いしているわけです。行政が襟を正し、利権政治から脱却するためには膿を出し切る覚悟が必要で

す。その際には痛みを伴うかもしれませんが、それは一時的なもので、後は必ずよくなる、そう信じています。膿を残したままにしておけば、また、そこから腐敗する可能性があります。覚悟を持って、徹底した原因究明をしなければ、再発防止などできるはずはないのではないのでしょうか。

阿古市長の中で、利権政治からの脱却、これを目指す心が今もその中にお持ちであるならば、ぜひその解明をしっかりといただき、再発防止につなげていただきたい。このことを切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。今回も理事者の皆様にはご丁寧に答弁をいただきました。ありがとうございました。

**西川議長** これを梨本洪珪君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたしますが、なお、会議の再開は午後1時30分より行います。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

**奥本副議長** では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

**吉村始議員** 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして一般質問をいたします。

前回、9月の一般質問で、私はウィズコロナ下の状況における葛城市の対応とお考えとをお伺いいたしました。そのとき、私はアフターコロナという言葉を用いましたが、そのときの楽観的な予想以上に現在、感染者の増加がとどまらず、全国各地で医療問題が深刻化しております。今回は、そのことを念頭に質問に臨みたいと存じます。

今回の質問は2つございます。質問の1つ目は、コロナ下の女性への影響と課題についてであります。2つ目は、安心な業者情報の提供についてであります。今回も議長のお許しを得まして、適宜パネルなどを用いながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 初めに、コロナ下の状況における女性への影響と課題についてお伺いをいたします。葛城市では、平成31年に策定されました第2次葛城市男女共同参画基本計画の中に、葛城市DV防止基本計画を位置づけております。そして、相談対応、被害者保護の対応から更に踏み込んだ自立支援の取組まで関係機関との連携を強化し、一層の支援団体の構築を進めますというふうになっております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、ご本人がウイルスに感染して発症するという直接の被害以外に、弱者の方々の命と生活とが脅かされています。具体的にはDV、性暴力、児童虐待、自殺が急増しています。立場の弱い人たちの命と個人の尊厳を守るため、行政の相談体制は可能な限り機能を果たす必要があると考えるものであります。10月の女性の自殺者は全国で851人と、対前年度比8割も増えました。DVや性暴

力が増加、深刻化し、また雇用と収入とが失われて生活困窮に陥っているシングルマザーも多くいらっしゃいます。このことは、まさに女性不況とも言える状況であります。

先月24日に配信されましたNHKのウェブニュースでは、「10月に自殺した人、女性20代と40代が去年の同時期より2倍以上に」というタイトルで、厚生労働省が公表した性別、年代別の自殺者数を掲載をしています。今、お示ししているパネルの数字はNHKのウェブニュースから転載したものであります。それによりますと、今年10月の20代女性の自殺者の数は全国で105人となり、昨年より110%も増えたとのことであります。40代は129%も増えております。そのほかの年代にしても、例えば30代が93.1%、そして50代が82.1%と、いずれも大幅に増えております。

これは、あくまでも統計に上っている数字で、根深い社会問題の氷山の一角と捉えるべきです。この数字の背景には、苛烈な日常の中で体を壊して亡くなった方や自殺の手前で何とか踏みとどまっている日々大変な苦しみの中におられる方が急増していることは想像に難くありません。先ほど申しましたとおり、立場の弱い人たちの命と個人の尊厳を守らなければなりません。葛城市として現在、どのような取組をされているのか、また今後、どのように取り組んでいくのか、このたびの質問でお伺いをいたします。

では、まず葛城市におけるコロナ下の現状や既存の問題が新型コロナウイルス感染症の拡大により、どのように顕在化し、DVや児童虐待などの事案が増加しているかなど、担当課の状況をお伺いしたいと思います。その後、それぞれの課ごとに、あるいは複数の課が連携してどのような支援が行われているか、お伺いをいたします。今回の質問は、被害者の命やプライバシー保護を第一とする事象の性格から、例えば市内に何件の事案があるだとか、このような事案があるだとか、そういった具体的な数字や内容に触れられない部分があることは私も承知をしております。ご答弁の際も答えられる形、あるいは範囲でお願いをできればと存じます。まずは、DV相談の窓口であります人権政策課から、コロナ下の現状についてお伺いをいたします。

**奥本副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

女性の中においても、新型コロナウイルスの前から弱い立場に置かれていた方がコロナの影響で、更に深刻な状況に陥っているおそれがあります。例えば、もともと攻撃的な傾向のある配偶者やパートナーがコロナの影響で収入が減り、ストレスが増幅したり、家にいる時間が長くなったりすればDVのリスクが増大する。また、相手が常に家にいる状態のために逃げ場がなくなり、助けを求めることすらできなくなっているおそれがあるなどです。本市の相談件数は、本年4月から9月までの状況で去年の約2倍となっており、葛城市としてもコロナの影響は強く感じる状況でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 部長のご答弁にありましたように、もともと弱い立場に置かれている女性の社会での問題が、今、コロナ下での現状の中で噴き出しているという形であります。事実、今年の4月には非正規雇用労働者の女性を中心に、就業者数は前年に比べて70万人減少しました。これ

は男性の2倍以上です。医療、介護、保育の従事者などの、いわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にあります。緊急事態宣言下での休校、休園は生活面、就労面において、特に女性に負の影響をもたらしました。

続きまして、人権政策課としてどのような啓発活動や支援を行っておられるのか、お伺いをいたします。

**奥本副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 人権政策課では、DV相談に来られた方の支援を行うと同時に、相談すらできない、埋もれてしまっている被害者をどう見つけ出し、相談につなげることができるかという視点で啓発に力を入れています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通の短縮ダイヤルであるDV相談ナビ電話#8008（はれれば）や24時間電話やメールで相談できるDV相談+（プラス）を周知するため、市内医療機関に啓発物品を設置したり、啓発パネル展を実施したりしております。また、女性カウンセラーによる女性の悩み相談フェミニストカウンセリングや女性弁護士による法律相談等、専門家による相談を受けていただきやすい体制を整えています。さらに、DV被害の増加だけでなく、DV被害により避難された女性の暮らしへの打撃も見過ごすことができませんので、収入の減少、子どもの不登校、食事が満足に取れないなどの訴えに寄り添って支援しております。

以上です。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきましたように被害者は相談すらできない。自身が被害者であるとの認識も困難だというケースもあるということで、人権政策課では、いわゆる埋もれてしまっている被害を見過ごさず、被害者の相談につなげていくことに力を注いでおられるということでもあります。

続きまして、お子さんがおられる家庭でのDVには児童虐待の問題も強く懸念されます。葛城市では、児童虐待はこども未来創造部のこども・若者サポートセンターで対応をしております。また、ひとり親支援は、同じくこども未来創造部の子育て福祉課で対応をされているというふうに聞いております。まずは児童虐待について、こども・若者サポートセンターで把握されているコロナ下の現状についてお伺いをいたします。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ご質問のこども・若者サポートセンターにおいて把握しております児童虐待のコロナの状況下の現状についてでございます。児童虐待の通報、届出があった内容は、虐待の種類別では身体的虐待が最も多く、全体の4割ほどを占め、昨年度はネグレクトが2番目、心理的虐待が3番目であったのに対し、本年度は心理的虐待が2番目に多く、全体の3割ほどを占めています。心理的虐待には、家庭の中で子どもの目の前でされる面前DVも含まれており、コロナの状況下のステイホームによるストレスが影響していると考えられますが、相談のやり方も含めて適切に対応してまいります。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** コロナ下の状況の中で、やはり児童虐待の通報件数が増えているということでもあります。また、ステイホームによるストレスが影響していると考えられる虐待の増加が今年の特徴であるとのことでもあります。では、こども・若者サポートセンターでは、児童虐待に対してどのような支援を行っておられますでしょうか。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 児童虐待に対する支援についてでございます。現在、葛城市で把握する児童虐待につきましては、主に保育所、幼稚園、小学校を通じて情報提供をいただき、こども・若者サポートセンターに設置する葛城市要保護児童対策地域協議会、通称要対協において構成する関係機関とともに適宜進行管理を行っています。

相談支援体制としましては、こども・若者サポートセンターに配置の臨床心理士や家庭相談員、保健師などが専門性を生かしながら巡回相談や来所相談、家庭訪問に当たっており、ケースに応じてはこども家庭相談センターや子育て福祉課、警察などの要対協構成関係機関と連携しながら、その対応に当たっています。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきましたように、こども・若者サポートセンターには、様々な問題に対応するために臨床心理士や家庭相談員、保健師などの専門家がそろっておられます。そして、センター内に設置している葛城市要保護児童対策地域協議会と連携を取りながら対応を行っておられるということでもあります。同じくこども未来創造部の子育て福祉課ではひとり親支援を行っておられますけれども、これについては後ほどお伺いをしたいと思います。

続きまして、DVにおいても妊婦相談とメンタルヘルス相談は保健福祉部の健康増進課で、生活困窮相談は社会福祉課で対応をされています。社会福祉課の対応については後ほどお尋ねしますが、まずは、健康増進課におけるコロナ下の現状と支援についてお伺いをいたします。

**奥本副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部長の森井でございます。よろしくお願いたします。

ご質問の健康増進課における女性へのコロナ下の現状でございます。妊婦には全数面接を行っており、コロナ感染症拡大の前後で妊婦の相談内容は、他府県間を移動できないことにより里帰りができない、親に手伝いに来てもらえない、立ち会い分娩ができないなど、これまでは聞かれなかった内容の相談を受けるようになっております。コロナへの感染が怖いというものもあり、その都度対応しているところでございます。しかしながら、DVに関する相談件数につきましては、大きな変化は今のところございません。

これらの妊婦相談、メンタルヘルス相談等の相談において、DVに関する内容を伺った場合には人権政策課と連携して相談を行い、対象者が妊婦や18歳未満の子どもがいる母親であれば、特に胎児や子どもへの健全な育ちに影響があるかを重要視し、リスクが高いと考えられれば、こども・若者サポートセンターへ報告と連携をしながら、その後の支援に当たっております。

以上でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきましたけれども、やはりこのコロナ下の状況の中で妊婦におかれましても、今までになかったような相談が出てきているということでもあります。今、お伺いをしましたように、妊婦相談やメンタルヘルス相談などでDV事象があった場合は、人権政策課やこども・若者サポートセンターとの連携をしながら支援に当たっておられるということでもあります。

では、ここで分かりやすいように、あくまでも架空なんですけれども、DV被害者の例を挙げて質問をしたいと思います。仮に葛城市内在住で、小さなお子さんを抱えたお母さんが夫からのDVを受けて命の危険にさらされた場合、窓口は人権政策課になると思いますけれども、どのような相談体制で現状、現在支援をしておられるのか、お伺いをいたします。

**奥本副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 人権政策課の相談体制でございますが、男性によるDV被害を受けた女性からの相談の場合、どうしても女性の相談対応が望めますので人権政策課では、課長と相談員の女性2名での体制をとっております。このケースの支援の流れとしては、まず命の危険から守るべく被害者の安全を確保し、警察へ同行し、被害を申し立て、一時保護施設に避難していただきます。小さなお子さんを抱えておられる場合はこども・若者サポートセンターと協力、連携いたします。

そして、一時保護施設は短期間、一時的に避難するための施設でありますので、その後、安全に生活できる適切な居所がなければ、子育て福祉課と連携して母子生活支援施設への入所を検討いたします。また、経済的な困難があれば社会福祉課の生活保護などを検討いたします。そのほか、児童手当や児童扶養手当、医療保険、さらに、加害者から住所を調べられないように、DV等被害者支援措置に基づく住民基本台帳閲覧制限の手続など、必要な手続の支援をいたします。

以上です。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今、部長からご答弁いただきました。安全に生活できる適切な居所というのは居どころ、居場所というふうな意味ですね。今のご答弁で人権政策課と子育て福祉課との連携の話がありましたけれども、子育て福祉課ではどのような対応を取って行っておられるのか、もう少し詳細にお願いをしたいと存じます。また、DV被害者についてはひとり親支援という問題も出てくると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 子育て福祉課では、人権政策課やこども・若者サポートセンターとともに県のこども家庭相談センターとも連携し、DV被害に遭われた母子との面談や場合によっては母子生活支援施設への入所手続など、母子が今後安全に安心して暮らしていけるよう県や母子生活支援施設、さらには、母子生活支援施設所在の自治体とも協議や連携を重ねながら必要な支援を行っています。また、ひとり親支援につきましても生活基盤が安定するよう、父母の就業に向けた能力開発のための給付金や資金貸付事業、県スマイルセンターとの連携

による當麻庁舎での出張就業相談、児童扶養手当の支給など、各種支援を行っており、特に今年度につきましては、コロナの影響を受けたひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業も行っています。長引くコロナ禍の中、ひとり親家庭を取り巻く環境は日々厳しくなっており、今後更に精神的ストレスを抱く母親が増えてくることも懸念されます。また、児童虐待に至ってしまう原因が生活困窮などの経済的な問題と結びついていることも考えられますので、社会福祉課などとも密に連携を取りながら、引き続き生活支援など、必要な支援を図ってまいります。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきましたそのご答弁の中にありましたひとり親世帯臨時特別給付金ですけれども、田村厚生労働大臣が今月8日の閣議の後の会見で再支給すると正式に発表をされました。後日、この議会の予算特別委員会でも審議される運びとなっております。このことを、ひとり親世帯臨時特別給付金のことを報じましたおととい、9日の朝日新聞の記事、これをちょっと読んでみたいと思いますけれども、ひとり親世帯への給付金、年内にも再支給ということで、この最後のほうなんです、厚生労働省が先月末、通信アプリ、LINEでひとり親世帯に調査したところ、年末に向けて暮らしが苦しいと答えたのが60.8%、直近1か月間に必要とする食料が買えない経験があったとの回答が35.6%に上ったということがあります。本当に今日、明日の生活に大変苦勞をしておられるという状況であります。

さて、生活困窮相談は社会福祉課で対応をされております。コロナの禍と書くコロナ禍によって大幅な収入減少を余儀なくされている人が増えていて、それに伴う相談件数も増加しているのではないかとこのように拝察するものですが、これについてはいかがでしょうか。また、シングルマザーなど、女性の相談への対応についてもお伺いをいたします。

**奥本副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** ただいまの質問にありました社会福祉課の生活困窮に関する相談業務につきましては、平成29年度は107件、平成30年度が94件、そして、令和元年度が94件でございました。そして、今年度は12月4日現在において165件と大幅に増加しており、主に新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少により日常生活の維持が困難となり、社会福祉協議会の総合支援資金を借り受けた方への生活の立て直しに関する相談が、例年5件程度であるものが41件、更に本年5月の臨時会において、増額補正をさせていただいたコロナ禍による失業や収入減少により、住居喪失のおそれのある方に対する住居確保給付金事業の相談件数が、例年10件程度であるものが74件となっております。

このような状況の中で、依然として先行きが不透明な不安の中で生活を余儀なくされているシングルマザーや女性の方からの相談につきましては、女性のひとり親世帯からの相談件数が平成30年度7件、令和元年度4件でございましたが、今年度は12月4日現在において16件と増加しており、女性相談員を配置し、相談者に負担をかけることのないようワンストップで対応し、人権政策課などの関係機関と連携を行っております。

以上でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** もう住む家がなくなるかもしれない、そんなおそれがある方の相談件数が、今のご答弁では例年10件程度であるものが74件とのことでありました。先ほど私が仮の話、架空の話として葛城市内在住の小さなお子さんを抱えたお母さんが夫からのDVを受けて命にさらされた場合、現在葛城市ではどのような相談体制で支援しておられるのかと伺いましたところ、市民生活部長、こども未来創造部長、保健福祉部長、3つの部の部長からそれぞれお答えをいただきました。人権政策課、あるいはこども・若者サポートセンターなどを窓口として緊急の相談があった場合、その後、取り組むべき問題は多岐にわたります。体や心の問題などの直接健康や命に関わる問題もそうですし、避難場所の問題、その後、住む家の問題、お金の問題、働く場所の問題、仕事にお子さんを預ける施設の問題など、本当に複雑で深刻な問題がDV被害者にのしかかってまいります。これらの問題に対して、市役所の複数の課と、今のご答弁で名称が上がっただけでも警察と一時保護施設、それから母子生活支援施設、奈良県スマイルセンター。スマイルセンターというのは、奈良県と奈良市とが実施主体として開設しましたひとり親などの就業と自立とを支援するセンターのことなんですけれども、複数の行政機関が連携を取って対応をされているということが分かりました。

さて、DV事象に対しましては、被害者のプライバシーが最大限保障されなければならないわけであります。配偶者からのDV、ストーカー行為や児童虐待などの被害者は、自ら申し出ることでDV等支援対象者となります。そのことによって加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の請求申出があってもこれを制限する、拒否する措置が講じられるというふうにされております。しかし、DV被害者支援措置に基づき、住民票の閲覧などが制限された被害者の住所について、自治体が誤って加害者らに伝えたケースが2011年度、平成23年度以降、全国で63件に上ると先月6日の読売新聞の一面で報道されました。葛城市におきましてもこのような漏えいが起こらないように、どのように対策をされているのでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

**奥本副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 住民基本台帳法に基づき、16年前から導入されている支援措置ですが、自治体が誤って加害者らに伝えるケースが発生し、総務省から情報管理の徹底が求められているところです。支援措置は被害者の転居先を加害者に知られないようにすることを目的に、被害者から申請を受け、警察などの意見を確認、措置決定されており、こうして制限がかかっている情報を自治体から漏えいすることはあってはならないことです。最も大切な命に関わることです。情報漏えいのケースは代理人弁護士に伝えてしまうケースや税や児童手当担当課から漏えいされるケースなど様々です。現在は、市民窓口課で措置決定者を住民基本台帳システムに入力、注意喚起し、関係課に合議、連絡をする形で取り組んでおりますが、更に他の自治体との連携強化と内部の体制強化に取り組むことが求められています。

11月6日の新聞第一面に、DV被害者住所漏えい増の大見出しで報じられたことも受け、改めて再確認、徹底とこれまでの取組に加え、更なる内部体制強化を目的に、女性に対する暴力をなくす運動期間の初日でありました先月11月12日にDV等支援措置関係課連絡調整会議を開催し、体制強化に努めております。

以上でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** なるほど、この11月6日の新聞報道があった。これを、また更に契機として、これまでの取組に加えて、更なる体制強化を目的に取り組んでおられるということでもあります。これまでコロナ下の状況における女性への影響と課題について質問をしまして回答をいただきましたが、今後もコロナの収束が見通せないという現状があります。市としてどのように取り組んでいかれるのか、この後、市長にお伺いしたいと存じます。

これまでのご答弁で保健師や臨床心理士など、女性の心と体のケアのために複数の課にわたって専門職の職員が連携をして対応しておられることが分かりました。新型コロナ下の状況におきましては、平時にも増してDVや児童虐待などの相談に力を入れていく必要があると私は考えるものであります。

現在、葛城市ではDV対応の窓口が市民生活部の人権政策課となっています。先ほど社会福祉課にも女性相談員を配置されているのご答弁がありました。人権政策課では、現在課長と相談員の2人体制を取っておられるとのことでありましたけれども、幸い今は人権政策課長が女性であります。そして、この課長は人権政策にもDV問題にも精通しておられる専門家ですので、女性がDV相談のために窓口に来られた際に、相談の流れが適切に行われるというふうに向っております。

しかし、いつまでもその今の女性課長がいらっしゃるわけではありません。将来の人員配置のことも考えなければなりません。もう一つ指摘をいたしますと、人権政策課は現在新庄庁舎にあり、保健師などの専門職はここには常駐されているわけではありません。子育て福祉課、社会福祉課などは當麻庁舎にあり、物理的な距離があるために窓口に来られた相談者に対して、すぐに職員が顔をそろえて対応することはできません。もちろん、こども・若者サポートセンターのように、相談者のプライバシー保護の観点から別棟になっているほうがよい場合もあると思います。しかし、両庁舎の距離が、緊急の打合せが必要なときなど、職員の日常業務の障壁になってはいないだろうかというふうに懸念はされるところであります。

また、葛城市ではDV対応の窓口が市民生活部の人権政策課となっていますけれども、奈良県のDV相談機関等一覧というのがホームページでも見ることができますけれども、これを見ますと、五條市はすこやか市民部の保健福祉センターをDV対応の窓口にしています。五條市が保健福祉センターを窓口にしているのは、保健師などの専門家がすぐに対応できるからという理由であるというふうに向いております。この考え方も参考になると思います。

先ほども申しましたように、今後もコロナの収束が見通せない中、市としてDV相談などの専門職の配置や相談体制の更なる充実について、どのように取り組んでいかれるのか市長のお考えをお伺いいたします。

**奥本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 両庁舎間をはじめ、県の相談機関、保護施設等の距離が障壁とならないように取り組んでいるところでございます。仮に1つの部署で一旦は体制を整えることができたとしても、や

はり様々なケースに対応するには、課を超えた取組がよりよい解決に不可欠なことが出てくると思っていますので、これまでの取組を緩めることなく、コロナ禍での新しい生活様式の変化などを生かし、更なる連携強化を図ることができる方策を研究してまいりたいと思います。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 更なる連携強化、研究していただけるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ところで、自治体の規模が違いますのでそのまま当てはめるわけにはいきませんが、檜原市には男女共同参画広場という部署があり、女性による女性のための面接相談を行っています。詳細を言いますと、女性が抱える様々な心理问题や悩みなど、それから生き方、夫婦、家族、DV、対人関係の問題や悩みなど、また、再就職を希望する女性を準備段階から就職決定までサポートするための個人相談、こういうものをトータルで行っておられます。

今、人権政策課がこのDV問題を啓発するということと、それから相談を一手に引き受けてやっておられる感じになっていますけれども、また、この啓発するということと個別相談ということは、また私は別のことのようにも思いますので、その辺りもまた、これから研究の中では検討していただけたらというふうに思います。

現場の状況は、これからも日々変わってくるものと予想いたします。市におかれましては、DV相談などの現場の状況、また、現場の職員さんの声に耳を常に傾けていただきまして、相談体制の充実について取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、安心な業者情報の提供についてお尋ねをいたします。自宅の屋根の補修や外壁の塗り替え、水道の修理などに関わる工事で、ご高齢の方に限るというわけでもないんですけども、特にお年寄りが悪質な訪問業者の被害に遭って法外な料金を請求されるというケースがあります。コロナ禍の状況の中、市民の皆さん、ご自宅におられる時間も増えているということでありまして、更に心配な状況であります。私は議員活動の中で何人かの市民から直接、行政が安心できる業者の紹介を行ってほしいという声を聞きます。行政の窓口でも、そのような声を聞かれることはありますでしょうか。また、その際の対応はどのようにされていますでしょうか。

**奥本副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

所管します商工観光課では消費者行政相談窓口を担当しており、定期的に屋根やシロアリなどの訪問業者について心配である旨の相談があります。その際は、すぐに契約しないよう回答をいたしております。最近の事例としまして、関西電力の職員になりまして口座番号を聞き出すという事例が多数ありました。この事例に対しましては、すぐに防災行政無線と市ホームページで注意喚起をしており、市民からは被害に遭うところを助かりましたとの声をいただいております。

以上でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 行政の対応によって、市民が被害に遭われるというのを未然に防いだということであり

ます。また、市民からも感謝もされているということでもあります。

ところで、被害を未然に防ぐための啓発につきましてはどのような方法で行われていますでしょうか。

**奥本副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 令和2年度は、悪質な訪問販売を防止する観点から全戸に啓発シールを配布しております。また、先ほどのような事例があった際には、速やかに防災行政無線、市ホームページを活用するとともに、定期的に市広報にも情報を掲載して啓発しております。特に防災行政無線での啓発をした際の翌日以降には、啓発した内容に関する電話相談が必ずあります。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきました啓発シールというのは、蓮花ちゃんのイラストの入った物ですね。私も市内を回っていると、よく目につきます。このシール、市民によく活用されているなというふうに感じます。また、防災行政無線の迅速性を活用して周知と啓発を行っておられ、その結果、市民からの電話相談もあるということでもあります。

ところで、私ごとで恐縮なんですけれども、私は今、木造住宅に住んでおりまして、外壁は工場で造りました仕上げ用の板というんですか貼っています。いわゆる俗に言うサイディングと呼ばれるものでありますけれども、この外壁は年月とともに傷んでまいります。ちょうど傷んできたタイミングで他府県から来られた塗装業者の訪問がありまして、家族の者が対応をいたしました。家族の報告を受けまして、すぐに私、インターネットで調べますと悪質な業者であるということが判明をしました。後日、同業他社の方に話を聞きますと、その悪質業者から提案を受けた塗装方法が、プロとしては推奨、とてもできないというような問題のある工法であるということが分かりました。

このように専門の方が聞くとおかしいなというようなことでも、私のような素人だと判断がつかないことがあります。屋根の修理や外壁塗装など、建築物について市内には行政が支援をしておられる団体もあるというふうには伺っておりますけれども、どのような活動を行っておられるのかお伺いをいたします。

**奥本副議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

葛城市では、葛城市建築組合という組織があり、令和2年12月現在で44名の方が組合員として所属されております。組合の活動に対して運営補助金を交付しております。その活動の1つとして市民サービス向上のため、建築物に係る増改築・耐震無料相談会を月2回、中央公民館及び當麻文化会館にて開催されており、建築に関する様々な相談を行っております。開催日時、場所また連絡先につきましては、市のホームページ及び広報にて周知しております。

以上です。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 市内に葛城市建築組合という組織がありまして、建築に関する様々な相談を行っておられるということですね。連絡先についても、市の広報及びホームページで周知しておられる

ということです。もちろん市役所に電話で聞いてもらっても教えてもらえるということでもあります。

さて、自治体のほかのいろんな自治体のホームページで、悪質業者というので検索して例を調べますと、圧倒的に水道管に関わるものが多くあります。葛城市では、どのような対応をされていますでしょうか。

**奥本副議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 失礼いたします。上下水道部の井邑でございます。

ただいまのご質問でございますが、まず上水道につきましては、葛城市上下水道事業管理者が宅地内の水道工事を行うことができる事業者として指定いたしました指定給水装置工事事業者というものがございます。また、下水道につきましては、葛城市上下水道事業管理者が宅地内の排水設備工事を行うことができる工事店として指定した排水設備指定工事店というものがございます。そのどちらの事業者につきましても、一覧表を市のホームページにおいて掲載しておりますので、そちらをご閲覧いただくようご案内を申し上げます。

以上でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 指定給水装置工事事業者と排水設備指定工事店の一覧については、葛城市のホームページで確認できるということでもあります。しかし、インターネットの利用に慣れていない市民もいらっしゃると思います。そういった方はどのように調べればよいでしょうか。

**奥本副議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** ただいまのご質問についてでございますが、ホームページを閲覧できない方などにつきましては、その方のご住所をお伺いし、近くの事業者を複数社お伝えするようにはしております。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 以上、建築物につきましては、市が運営補助金を交付している葛城市建築組合という団体があり、水道については上水道が指定給水装置工事事業者、下水道が排水設備指定工事店という、それぞれ葛城市長及び葛城市上下水道事業管理者が指定している安心の業者があるということでもあります。また、市民の皆さんには、市に問い合わせただければ、どこが大丈夫か回答をしてもらえるとということでもあります。

さて、1つ目に、市民の安心・安全を守るということ、2つ目には、地域、地元の事業者の振興を図る、いわゆる地域循環型社会を目指すという観点から、市の担当課が直接ではなくとも、例えば葛城市建築組合などが市内の顔が見える業者の情報提供を行うというふうなことは、私は意義があるというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

**奥本副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。コロナ禍の中、居宅にいる時間も増加し、悪徳業者の被害が社会問題となっております。このことにつきましては、市としましても関係部署が連携し、対応をすることが必要であると考えております。消費者行政としましては消費生活相談員が全国の事例を確認することができますので、相談を活用してもらえよう啓発

に努めてまいります。また、建築、上下水道につきましても、先ほど各部長からの答弁にありましたように、同様に啓発に努めたいと考えております。

以上でございます。

**奥本副議長** 吉村始君。

**吉村始議員** いろいろとご答弁をいただきました。ご参考までに紹介をしますと、札幌市消費者センターのホームページを見ますと、札幌市消費生活条例に基づく不当な取引行為を行っている事業者の公表というページがございます。不当な取引行為を是正してくださいというふうに勧告したにもかかわらず、従わない事業者の名前と、それから代表者名、住所、電話番号などが記載をされています。

葛城市においても、先ほどのご答弁にありましたように、悪質な事業者についての情報は、これは市のほうで把握をしておられます。問い合わせれば回答をしてもらえるとということでもあります。このように市役所では対応を取っておられるということでもありますけれども、まだまだこのこと、問い合わせれば分かるんですけれども、このことをご存じないという市民の方が多いというのが現状でありまして、ということで私のほうにもいろいろと声が届いたと、市民の方からのそういった声が届いて、今、質問をさせてもらっているということなんですけれども、このことで2つ、私、提言をしたいと思います。

1つ目は、ホームページのことについてであります。今回、質問をした事業者の名称を葛城市のトップページから探そうとしますと、現状ではなかなか大変なことなんです。試しに先ほどご答弁いただきました指定給水装置工事事業者、この中にある事業者の名前をちょっと調べようかなと思ってその一覧を探そうとすると、葛城市のトップページから暮らし／手続きのボタンをまずクリックをして、続いて水道のページを押します。そうすると指定給水装置工事事業者の名称が出てまいりますので、それをクリックすると、ようやく指定給水装置工事事業者の説明文とともに事業者一覧という名称が出てまいります。それをクリックすると、ようやく一覧を見ることができるとということなんです。

私は指定給水装置工事事業者という言葉を知っていましたので、実はサイト内検索をしてたどり着いたんですけれども、名称が分からないとなかなか無理な話であります。それに対して、今、葛城市サイトのトップページを見ますと、赤くでかでかと新型コロナウイルス関連情報と掲げられていて目立っています。このように、これと同様に、ホームページの分かりやすい場所から入れて、今伺ったような安心な事業者の名称、それから連絡先もまとめて、端的にまとまって掲載してもらえれば、私どもも市民の皆さんからの問合せに、ここを見てくださいというふうにお答えできると思いますし、また、職員も電話でのお問合せがあったときに、ホームページ見られる方でしたら、ここをお教えして時間短縮にもつなげられるのではないかとこのように思うものであります。

2つ目なんですけれども、今回の質問をするに当たって、いろいろとご高齢の市民の方からその声を聞きました。そこで私がようやく分かったといいますか、目からうろこが落ちたといいますか、そういったことをちょっとお伝えしたいと思います。そもそもご高齢の方に多いと思います。ご高齢の方でもよくされている方もいらっしゃると思いますが、インター

ネットをされない市民、そういった方々への情報提供の必要性、そして、その方法、どうやったら伝わるんだろうかということについて考えさせられました。現実問題として悪質業者の言葉巧みな、これに乗せられて被害に遭いそうだという、まさにそのときにインターネットで調べてください。もし、インターネットの利用が無理な方は市役所に問い合わせてくださいと言っても、被害にまさに遭おうという状況の中で、そういう状況にある方はそこまで考えが至らなかつたりして、情報が取れる人には簡単なことかもしれませんが、そうでない方には壁が高いという、こういった問題があります。

ご高齢の市民のお話を伺いますと、広報かつらぎに事業者の一覧表をはさんでほしいという声とか、そして、配布してくださいとかという声とか、あと地域の公民館の壁に事業者の一覧表を貼り出してほしいとかいった切実な声まで聞きます。そういったところに、みんなこうおっしゃるんですね。やっぱりこの葛城市は市民第一のまちづくりやろうと、市民第一でしょうと、だから、こういうことをやってくださいというふうなことを聞いたときに、これはもう行政だけじゃなくて、私もああ、そうやなあと思って反省をするものなんですけれども、やはりそういったかゆいところに手が届いたりとかするような想像力、そういうものがあつたのと、そういうところで市民第一というふうな言葉も出てきたのかなというふうに思います。

そこで、市民の皆様のお声は声として提言を行いたいと思いますけれども、まず、各大字の公民館、また市内の主要公共施設などに、例えばポスターなどの形で一覧表を配布するということも含めまして検討をお願いしたいと思います。これを例えば事業者がぼーんと貼つてあるというふうなことは、スペース的にもいろんなことで無理という場合も当然ありますので、安心な市内の事業者の連絡先は公民館にもう配布していますよとか、それから、市役所が情報を持っています、そういうことがありますので気軽に市役所に問い合わせてくださいという旨の貼り紙をしていただくということはできるのではないかなというふうに思います。または、広報かつらぎにも1回こっきりじゃなくて定期的に、人はもう毎回毎回きちつと読むというふうに限ったわけではありませんので定期的に、年に何回か数回か、一覧表、こういった情報を行政が持っていますと、だから、市に問合せしてくださいというふうなことを小さいスペースでも結構ですので、ふだんから周知をしていただくと、そして、情報を必要とされる、そういった市民からの問合せにつなげていただきたいというふうに考えるものであります。

以上、ホームページのことと、それから、あとホームページ、ご覧にならない市民の方、特に年配の方に分かりやすいようにというふうなことで2つ提言を行いました。悪質業者の被害をなくすために、また、安心で優良な事業者を市民に知ってもらうために、今までよりなお一層に、今後も引き続き、更なる情報提供に努めていただきたいと思います。本日は丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

**奥本副議長** 吉村始君の発言を終結いたします。

最後に、1番、杉本訓規君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

**杉本議員** 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問、最後の席に座らせていただきます。市民の皆様の声をしっかり市政に届けていきたいと思っておりますので頑張っております。

私からは、2点ございます。1点目は、通学路について、2点目は、子育て支援について質問させていただきます。

なお、これより先は質問席にて質問させていただきます。最後までよろしくお願いたします。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** それでは、よろしくお願いたします。皆さん、お疲れと思っておりますけども、いましばらくお付き合いをお願いします。

まず1点目、通学路について質問をさせていただきます。通学路に関しては、様々いろいろな声お聞きしております、市民の方から子どもの通学時間に毎朝、それも通勤時間とかぶるので致し方ないところあると思うんですけども、スピードを出して危ないと、何とかならんかと、これは結構声聞くんです。僕も見に行ったりするんですけど、やっぱり対処のほうでは難しいというか、ちょっと立ったりしてみたんですけども、やっぱり気づいたら、またスピード出されていると。何かあってからでは遅いんじゃないのというのは僕、前々から思っていたんですけども、ちょっといろいろ調べまして提案したいことがありますので、今日質問させていただきます。

まず、葛城市内の通学路の安全対策はどのような順序で、例えば問題ある道路、どのような判断をされているのか、まずはお聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの質問でございます。市内の小中学校の通学路安全対策につきましては、平成24年度より通学路安全合同会議を開催しております、毎年8月頃までに学校とPTA協力の下、通学路で危険箇所と思われる場所を調査、検討し、教育委員会学校教育課に報告いただきまして、9月頃に通学路安全合同会議を開催しております。これまでの成果といたしまして、延べ270か所の点検を行いまして、うち260か所が安全対策済みとなっております。なお、未対策の10か所につきましては、大半が横断歩道の再塗装など警察の管轄となっておりますが、順次対応していただいております。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。その通学路安全合同会議という会議が行われていて、そこで、問題がある道路に対してちゃんと対策をしていると、今までも270か所を点検やって260か所安全対策済みと、ほんで未箇所が10か所ありますという話なんですね。

それでは次に、その声、安全合同会議から上がってきた声というのはどのような問題があ

って、近年スピード制限とかやっておられると思うんですけど、どのような対策をされているのかお聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

近年では、通学路における交通量の増加や自動車のスピード抑制の箇所が多く、そのような声が多く上がっておりまして、その対策といたしましては、主にグリーンベルトを実施してもらっております。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。グリーンベルト等対策はしていると、その効果はちょっと僕はあまり分からないんですけども、私が先ほども申し上げましたけども、朝通勤時間で急いではるんでしょうが、それは分かるんですけども、スピード出す車が多いというのを結構聞くんです。皆さんはどうか分かんないですけども。現在、市のほうにそういった声、直接、例えば部長なり、いろんなところ相談窓口あると思うんですけど、そういう声はお聞きしたことがありますか、どれぐらいありますか、そういう声。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

実際ございまして、それほどたくさんございませんが、年間に1、2件になるんですけども、それぐらいの件で市役所のほうとかに入っております。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。その声が1、2件、少ないかもわからないですけど、あがってきたときはカーブミラー等の対策、そのほか、こういった対策をしているというのはさっきのグリーンベルトとかという対策をされているという話ですよね。分かりました。

ちょっと質問の順番が逆になったんですけども、先ほどの通学路安全合同会議、この中に、どういう道路が安全か安全じゃないかというその会議があると思うんですけども、その会議では、どのような内容、あと、こういった順序というのか、その会議の順番というか、どういう手続をされているのか、ちょっとお聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

通学路安全合同会議におきましては、各学校からの要望といたしまして圧倒的に多いのが路側線、横断歩道、一旦停止などの再塗装のことにつきまして挙がっております。また、次の順番といたしましては、水路の転落防止柵の設置、または信号機の設置の順に多く挙げられております。この過程といたしましては先ほど申しましたように、学校とPTAとの協力の下、通学路の危険と思われる場所を調査、検討し、学校教育課に報告いただきまして、そこから9月頃にこの会議を開かせていただくという形になっております。

以上です。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。しっかりやっていたというご答弁やと思うんですけども、ちょっと話変わりました、通学路と意味違うんですけども、ちょっと大きい目線で見てくださいね。

滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなる大変痛ましい事故が発生した後も、度々子どもが被害者となる交通事故が発生したことを受けて、令和元年6月18日に、国は未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策を決定しました。未就学児が日常に集団で移動する道路の緊急安全点検等実施要領を策定し、各市町村に緊急点検を指示されました。これどこでもやっているんですけど、これを受けて緊急点検報告書というのを出すことになってると思うんですけども、葛城市はこの緊急点検報告書、どのような内容なのでしょうか。お聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃられましたように、令和元年6月18日付で関係閣僚会議におきまして決定されました未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策に基づきまして、国土交通省及び警察庁、関係機関におきまして緊急点検が実施されました。葛城市におきましても、この10月に高田警察署交通課の要請を受けまして、高田警察にて選定されました市内4か所を警察、市建設課、生活安全課、学校教育課にて緊急安全点検を実施いたしました。詳細につきましては、過去の交差点での巻き込み事故発生箇所を中心に国道24号線2か所、山麓線2か所を点検し、道路管理者である奈良国道事務所や高田土木事務所、また児童・生徒に指導として学校教育課に対しまして、警察からそれぞれ安全対策の要請があり、その後の確認により対策済みとなっております。なお、先ほどの緊急点検の報告書でございますが、市で実施いたしました先ほど述べております通学路安全合同会議の点検結果がこの報告書となっております。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。きっちりやられているということで、僕、これ前、部室の一般質問のときにも言うたんですけども、通学時なんですけど直線で荷物持っている学生の横を単車がすり抜けて行って危なかったです。すごく危なくて、ちょっと声出たぐらい危なかった。危ないなと思って、何とかならんかなと思ってこの質問へつながっているんですけども、カーブミラーというの、交差点では役に立つと思うんですけど、そもそも直線でスピード出さなかったら交差点もそれなりに安全に抑える。交差点でスピード出す人というのはあんまおらんと思うんです。その直線に対して、何かいい案がないかなと思って、このパネル、議長のお許しを得て作ってきたんですけども、皆さんより小さいです、これ見えますか。もうある程度でいいですよ。

これ大和高田市でやられているんです。これちょっと写真で分かりにくい、横が1メートル50の縦が2メートル、結構大きいんです。これは道にあるキッズ・ゾーン。通学路とちよ

っと離れますけど、大きい目線で見てくださいね。これがやられているんです。ほんで、これ先ほど申し上げました未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策点検報告書及び緊急合同点検の結果を踏まえて、大和高田市は保育所型認定こども園、幼稚園を中心に約500メートルを半径に53か所設置されています。未就学児が通行する可能性があること、自動車運転手に周知するために交通規制ではなく、ドライバーへの注意勧告を目的として防災安全交付金でやられております。

大和高田市にも何回か行かせていただいているいろいろお聞きしたんですけども、なかなか効果あるみたいで、全国的に道路にこのキャラクター、みくちゃんと言うんですけど、みくちゃんを描いて周りの人々に、ここは子どもが通る道だからスピード出さないでくださいという喚起をされているみたいなんですね。これ桜井市もやられているみたいなんですけど桜井市は字だけみたいです。絵、描いているのは大和高田市だけみたいです。最近できたものなので職員の方からは、お声は一応聞いてきたんですけど、一定の効果はあるとのことでした。

車が通るときに、例えばお子さんが、みくちゃんゆっくり踏んでよとか言うらしいんです。ほんで、近所の方もちょっとあれええから、あそこにも書いてくれと普通に言うてくるみたいですね。なかなか好評みたいで、ほんで、それは市役所の方々の声なのでちょっと偏っても駄目なので、周りの人にも僕聞いたんです、大和高田市の親戚とかいてるので。ほんなら、ああ、みくちゃんなど普通にみんな知ってはりました。あそこやっていたな、スピード落とすよと。何か目立つんです、大きくて。

ほんで、通学路とずれてきているんですけども、このキッズ・ゾーンというの、危ない直線道路に葛城市でもしていただきたいなと思って、葛城市でやると蓮花ちゃんになるので、蓮花ちゃん踏まれるのも心痛いんですけども、スピードおとす効果という意味では、こういう僕の案ですけど、値段も調べてきたんですけど今は言わんときます。このような効果的やと思うんですけども、このキッズ・ゾーンに対するお考え、お聞かせください。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

キッズ・ゾーンにつきましては移動中の園児を巻き込んだ大津市の事故など、昨今の事故情勢を踏まえ、保育所などが行う散歩等の園外活動の安全を確保するために創設されました。キッズ・ゾーンの設置に当たっては、市町村の保育担当部局が道路管理者、警察署、対象の保育所や地域型保育所などと協議を行い、設置することになります。また、設置に当たっての留意事項として、既にスクールゾーンとして設定されている場合は混乱を招かないよう、原則既存の交通安全対策を優先させる旨、示されており、具体策の実施に当たっては近隣住民の意向なども踏まえ、地域の実情に即して対応することが必要となります。今後、大和高田市の事例も参考に研究してまいります。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。研究していただくということで、今後、その大前提、車スピード対策という意味でこれお願いしておきます。1つのアイデアとして受け取っていただいて。



頑張っていたきたいという思いもありますので、その中で子育て支援というのを、僕ずつと言っていて、若い世代の方々の声をしっかりこの葛城市に反映させて、葛城市未来あるまちづくりへと私は思っております。

住みやすいランキング上位で、葛城市はまさに注目されていると思います、現在。若い世代の方々、子育てしやすいまちだから葛城市に来られるという方多いと思います。そこで、やっぱり来たはいいけど葛城市というのはいまいちだとか思われたくないので、若い世代の方々の声、少ない声かもわかりませんが、しっかりと聞いて市政に反映させていきたいと思います。

葛城市は現在、今、人口は微増ですか。減ってはいない、横ばいとのことですけれども、今後、将来、やっぱり未来についてはしっかり考えていかなと思うんですけども、先ほども申し上げましたけれども、葛城市は、僕でもそう言うているんですけど、子育てしやすいまちですよとアナウンスして、皆さんに来てくださいねと言いながら保育所問題。保育所は入れませんよとこれ言えるわけがないんですよ。言えないんです、ほんまは。だから僕、何回も何回も言っているんですけども、消費増税のときに幼児教育無償化になる前から、何度も何度も保育ニーズのほうが幼稚園より上がるんじゃないかと僕、訴えてきたんですけども、これからもその傾向にあると思うので、その対策、昨日、川村議員もおっしゃっていたので、ちょっと重複するところがあるかもわかりませんが聞かせていただきます。まずは、保育所の申込み状況ですよ。全体でもいいんですけども幼稚園の申込み状況、そして待機児童の数、よろしく願いいたします。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** それでは、まず幼稚園のほうからご報告させていただきます。市内5幼稚園の令和3年度入園申込み人数及び全園児数につきましては、10月末時点で3歳児で99人の入園申込みがありまして、全園児数は353人となっております。前年度に比べまして24人の減となっております。そのうち3歳児の入園申込みが新庄幼稚園では7人減、當麻幼稚園では6人減という減人数の主な内容となっております。

以上です。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** よろしく願いいたします。保育所の申込み状況と待機児童対策についてお答えをさせていただきます。令和3年度の保育所の申込み状況でございます。9月末時点で公立保育所には500人、私立の保育所には541人の申込みがございました。次に、待機児童対策についてでございます。今年度末には待機児童数は50人ほどとなる見込みで、来年度につきましてはまだ入所審査委員会の結果は出ておりませんが、それ以上の待機が出る可能性もございます。

待機児童対策といたしましては、保育士の確保と施設の確保の2つの対策が必要であり、保育士の確保につきましては新規職員の採用と会計年度任用職員の雇用や、今年度から実施の潜在保育士等再就職支援・登録事業により、職員の確保を図っているところでございます。

一方、施設面につきましては、私立の保育所には定員の弾力運用を行っていただいております。

また、公立保育所におきましても弾力運用に加え、昨年度には磐城第2保育所におきまして40人規模のキャパシティの拡幅を行ったところでございます。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。それでは、磐城幼稚園、新しく造っていただいたこちらの申込み状況、教えていただいてもよろしいですか。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの合計人数のうち磐城幼稚園の令和3年度入園申込み人数及び全園児数についてになりますが、10月末時点で3歳児で38人の入園申込みがありまして、全園児数は129人となっております。前年度に比べまして4人の減となっております。クラス数につきましては現時点のところで前年度と同数の6クラスを予定しております。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。これ先ほども申し上げましたけど、消費増税のときの幼児教育無償化、保育ニーズが高くなって幼稚園ニーズが下がるんじゃないのと僕は訴えてきて、昨日も川村議員も僕が言いたいこと、ほとんどおっしゃっていたのであまり深くは言いませんけれども、保育所ぱんぱん、幼稚園減っているという、極端に言ったらそういうことになっているんですよ、今。親御さんたちも働く方、多くなっていて保育ニーズ上がることは当然なんですけども、それ今、現状を踏まえて、例えば今、新設された磐城幼稚園なんですけど、大きいきれいな幼稚園が出来上がって、これ一気にここを認定こども園に変えたりできないものなんですかね。僕ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、もし変えたらどんな不具合があるのか。例えば認定こども園、今、もうすごい選択肢あるじゃないですか。昔みたいにこうこうと決まっているわけじゃなくて、葛城市の流動的な認定こども園にできないのかと単純に思うんですけども、例えば、それできるかできないか、どんな不具合があるのか、ちょっとお聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

認定こども園化につきましては補助金の関係等につきまして、また待機児童の状況を踏まえて、今後どのような弊害があるかについて研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ちょっと急に聞いたので、それはもうしっかり研究していただいて、またどうせ僕、聞きますのでよろしくお願ひします。これ、ほかの議員も皆さん心配されていて、ほんま真剣に考えていかなあかん時期に来ていると思うんです。ほんで、當麻、磐城保育所の建物問題もあるわけじゃないですか。前から僕、何回も言っているんで、僕しつこいからもう分かっているという感じやと思うんですけど、皆さん。でも、やっぱり葛城市独自の認定こども園、

1つはもうそろそろ要る時期じゃないかなと僕は議員になってからずっと言っているんですけども、なかなか難しいのかなと思うんですけども、ただ僕は言い続けますので、ここで教育長と市長の認定こども園に対するお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**奥本副議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

昨日も川村議員のほうからいろいろご質問いただいて考えは述べたところなんですけれども、改めて、また私の考えを少し説明させてください。磐城幼稚園で今、3つの先ほど部長のほうから説明あったように、来年度も6クラスのほうで運営するので、一応9クラス分の部屋を用意するというので3つ空くと。その3つを利用するんだったらこども園がいいんじゃないかというのが議員の質問の趣旨ではないかなというふうに思うんですが、そこで、そこも私、今の段階では考えていかなければならないなというようなことが第一なんですけれども、大きな問題としては当然お金の問題、補助金等の問題があつてすぐできないと思いますし、もう一つは幼稚園の場合は今、幼稚園、小学校、中学校全て給食やっていますが、これこども園になりますと、そのところに給食施設を造らなければならないというような問題も入ってまいりますので、先ほど部長が言ったようにちょっと研究をさせてくださいということになります。もう一つは、6クラスで部屋が9個あるから3つ残るやないかと、これをおっしゃるんですけど、それは確かに残りますが実際クラスであるその人数で使える部屋が6つで、3つは、それはほんならいつも物置になってるのかというたら、決してそうではないんですよ。

ふだん例えば30人の学級の子がいてたら、1つの部屋において、そこいろいろな作業もしたいので違う部屋にも行きたいと。ところが、今ほとんどの幼稚園はそれができないんですよ。新庄幼稚園はそれがあつたんですけども、3歳児保育が始まってその部屋がなくなつた。磐城幼稚園も今まで一番苦労していた幼稚園なんです。というのは、8つの部屋しかなくて、8つということは同じ人数の学級取れないんですよ。3、3とくれば、次は必ず2なんです。

そんなことで磐城幼稚園は大変苦労してこられた。その磐城幼稚園が園舎も新しくなり、部屋のほうも余裕ができたということで、幼稚園教育ということに関していくと、やっとな普通の幼稚園教育に戻ることができたというような状況でございますので、そこはそこで大事にしていきたいというふうに思うんです。でも、昨日も申しましたように今の状況からいくと、周りの様々な状況も変わったし市の状況も変わってきたので、そこに安住することなく、やっぱりこども園等も考えてやっていかなければならないなというふうに思っております。

以上でございます。

**奥本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 私のほうは、磐城幼稚園という具体的な教育委員会の資産といいますか、施設に対しましての意見というのは述べる立場にございませんので、それは教育長の答弁がそのままになります。ただ一般論といたしまして、これ一般質問等、杉本議員のほうからも何回か質問を受けておる中で、たしか答弁の中で、磐城幼稚園とは限らず認定こども園というものの検討と

いうものは必要であるであろうという答弁をしていたように記憶しておりますので、同じ答弁になると思います。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** 別に認定こども園が僕は欲しいと言っているわけじゃなくて、保育の受入れをちゃんとできるようなまちづくりをとお願いしているので、引き続きよろしくお願ひしときます。

次に、子どもたちを守るために、声なき声というのをどのように集めていくかという、具体的に言いますといじめ対策というかいじめ問題というか、どうやって集めるのかというのを僕、これから考えていかなあかんのと違うかなと思うんです。例えば声なき声というのはなかったらいいんですよ。なかったらいいんですけども、今、ないからないんじゃないかって、声なき声やから、もうあるという前提にしてリサーチする力、こうやって集めていくというのを考えなければならぬ。なぜならいじめというのは、なかなかなくなるもので、僕は結構意外と聞くことがあるので、ちょっと対策考えていきたいなと思って質問させていただきます。このいじめ、現在葛城市、相談、件数、どのようなことが起こっているか、ちょっとお聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私どものところに対しましては具体的な件数というのは上がってはきておりませんが、それをどういう形で捉えているかということにつきましては、いじめの把握や対応、また未然防止対策としまして様々な対応を取らせていただいております。いじめの把握につきましては市内の全小中学校におきましてアンケートを実施し、日頃から子どもたちの様子を観察したり、職員間で情報を共有するなどして早期発見に体制づくりを整えているということでございます。そして、対応につきましては、いじめがあると認められた場合には速やかに情報を共有して組織的に対応するということに努めております。また、いじめの未然防止といたしましては、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得ることであるとの共通認識の下で、日頃からアンテナを高くし、子どもの変容やいじめのサインを見逃さないよう心がけておるような状態でございます。学校の教育活動全体を通じまして豊かな情操や道徳心を養い、互いに認め合う人間関係を築き、いじめを容認しない集団づくりに努めているという状態でございます。

以上です。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。今、ちょっと部長のお答えから、日頃からアンテナを高くしと、これはもう当然ありがたいというか、もう当然やと思うんですけど、このアンテナがどこまで受信しているかという話やと思うんです。例えば今、対応、電話なりメールなりというの、それはすごいありがたいですけども、さっきも言いましたけど、声なき声があるというていで考えたら、そこのアンテナをどこまで広くできるのかという、具体的に言いますと今ではスマホ、パソコン、SNS、匿名で何ぼでも声、集めることできるわけじゃないですか。そ

ういう対策をこれから新しくもう1個踏み込んでやっていったほうがいいんじゃないのと言いたいんですね。

いじめというのは、僕、将来社会に上がったときに影響、すごい大きいと考えているんです。やっぱりいじめというのは、人になかなか相談できないですね。ばれたくないし、親にも。僕がいじめられていたらそう思うと思います。だって、ばれたくないですから。だから、例えば分からないですけども、自然と分かるように持っていくのが一番自然やと思うんです。そのために先ほども言っているみたいにアンテナを高くして、どこまで受信できているか。例えば簡単な話、LINEとかやったら匿名性高くできるんじゃないですか、分かりませんけど。ツイッターのDMとかでもしっかりセキュリティーやったら、気軽にそういった匿名性の高い声をしっかりと受け止める窓口がこれからは僕は必要んじゃないかと。

例えばこれが全く聞かなかつたらいいんですけど、僕はちょこちょこ今聞いているので、具体的には言えないんですけども、そのためにやっぱり。例えば、先ほど吉村議員もおっしゃっていたみたいにDV問題とかもそうですよ。匿名性の高いものを集められる何か窓口が要るんじゃないかと言っているんですけどもいかがでしょう、誰かお答えできますか。

**奥本副議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 杉澤でございます。いじめの問題、今、議員のご指摘があるよりも私が校長を辞めた前後から、大津市の事件があつてから本当に学校全体で取り組むというような大きな問題になっております。法律もできましたし、奈良県のほうでもいじめに対する基本方針とかできております。だから、奈良県のほうも大変頑張つて取り組んでおりますし、各学校のほうも本当に真剣に取り組んでおります。その1つの方法として、県一斉にいじめのアンケートがございます。自分が要はいじめられているかということと、それから誰かはいじめられている人を見てますかとか、知ってますかというようなことを、県一斉に調査するのがあるんです。県一斉の用紙があります。そこに加えて、葛城市の生活指導部会で作った市のアンケートもありますので、年2回調査をしております。それで、子どもたちの今、実情をできるだけ吸い上げようというような算段をしております。

今、議員のご提案のあつたようなその携帯とか様々な道具を使うということについては、今、考慮はしておりませんが、現在何もしてないのではなくて、そういうアンケートをまずして情報を捉える。それから、各学校でそういうふうな捉えたときに素早く対応する。だから、本人からの通報、それから周りのほうからの通報、保護者のほうの通報、そんなんが出てきたときに、学校としてどういうふうに対応していくかということがすごく大事なことになります。それに関しても、奈良県のほうはいじめ早期発見・早期対応マニュアルというのが、これが平成28年だったかな、そのくらいに。これ県のホームページを見ていただくと載っているんですが、こういうふうなもの、対応しなさいということで県のほうからも指導ありますし、各学校のほうもこれに基づいて行動しているというのが現状でございます。

だから、議員のほうから葛城市の学校にいじめはないんやなと言われた。決して、ございます。どこでも、これはあります。そのあるやつをどうにかして最小限に抑えていく、それから、早期に発見して対応していく、そこに今、各学校で力を入れてもらっているというの

が現状でございます。

以上です。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。葛城市が何もしてないとか、そんなことは言っていないくて、あるというていでやるときに窓口広げていきましょと。ほんで、考えていただけるって、何もやっているとかそなんじゃなくて、その辺だけちょっと時間もあれですし、次の質問あるので次。詳しくまた次の一般質問でもさせていただきます。

そして次、これも何回もしておるんですけどインフルエンザ対策ですよ、子どもたちの。これも何回もして、何回目かはちょっとよく分からないですけども、今年に限ってはコロナとインフルエンザ、この2つの闘いに子どもたち挑んでいく。特に冬、これからまたインフルエンザもはやっていくであろうという形で、しっかり対策していかなければならないと思っております。以前から予防接種の助成をして接種率を上げて少しでも和らいでいこうと訴えてきましたけども、なかなか進んでなくて残念なんですけども、これ何回もお聞きしておりますけども、インフルエンザの学級閉鎖、学年閉鎖、去年の数、調べていただいておりますと思うんですけどもお聞かせください。

**奥本副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

令和元年度の学級閉鎖につきましては、令和元年12月から令和2年2月の期間になります。こちらのほうで5小学校では19学級、2中学校で7学級が学級閉鎖となりました。また、学年閉鎖につきましては1小学校のうちの1学年が学年閉鎖がございます。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** これ毎年なんです、学級閉鎖、学年閉鎖、インフルエンザがぶっちぎりで原因なんですけども、子育てしていく上で、僕はしっかり予防接種率を上げていきたいという意味で、いつも一般質問をさせていただいているんですけども、これ広報12月号に市長、載っておられて表紙にいい笑顔を、これ開いたときに先日も谷原議員もおっしゃっていたこの市長のところに、一番下に今年度は特にG I G Aスクール構想や新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策に注力しますと書いてあるんです、ここに。これ見たとき、僕の思い届いたのかなと思って見とったんですけども、市長、これ僕の思い届いたということですかね。すみません、お願いします。

**奥本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。確かに、一番下に書いております。今年度につきましては特にG I G Aスクール構想や新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策に注力します。広報のほうに書かさせていただいております。選挙公約のほうには、実はこちらのほうのチラシなんですけど、こちらのほうには高齢者のインフルエンザ定期予防接種の無料化を行い、アフターコロナ時代を見据えた子育て世代、高齢者世代が安心して暮らせるまちづくりを目指しますという表現をしております。

それで、まず今の状況、非常にコロナ対策といいますか新型コロナウイルス感染症対策が行き届いてきたので、非常にインフルエンザの発生状況というのは少ないように感じておりますけども、この件につきましては議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ、特に新型コロナウイルスの予防接種、ワクチンのほうがまだ後になるというもう前提で、インフルエンザだけでもどうにかならないのかという思いの中で、6月から実は検討しておりました。

その中で、やはり議員ご指摘の今年度に限っては、子どもたちのインフルエンザの予防接種の無償化できないのかということも実は検討しておったんですけども、いろんなことで、特に高齢者のほうは無償にまずさせていただいたんですけど、自己負担なしでさせていただいたんですけども、そこに、更に子どもたちを加えるというのは、いろんなところと相談いたしました結果、ちょっと難しいであろうという、いろんな打合せで、もうその詳細についてはちょっとお知らせすることはできないんですけども、そういう結論が出ましたので、今年度は見送らせていただいたという経緯でございます。そういう意味におきましてもインフルエンザ対策、新型コロナウイルス、特に第3波が今、訪れておりますので、それも含めまして安全対策には、特に一番大切なことやと思っておりますので頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** 若干届かずですね、僕の声の問題はね。でも、これからも頑張ってもらえるということでもよろしいですかね。ありがとうございます。

インフルエンザ予防接種というのは、女性、子どもたちのやっているところ少ないので、難しいのも重々分かっております。しかし、特化した市民サービスがあれば、更に先ほども申し上げましたけど葛城市、注目されるまちやと思うんですけど、ほんで、毎回毎回言っていますけども学級閉鎖、学年閉鎖、原因ナンバーワン、インフルエンザなので親御さんの負担を少しでも軽くしていただいて、接種率を上げて子どもたちが健康で授業を受けれるように、引き続き市長、よろしく願いしときます。

最後に、少子化対策、ひとり親家庭への支援についてお聞きしたいと思います。まず先ほど申し上げましたけども葛城市、子どもたちは、人口は増えております。しかしながら、統計、全国的には少子化になると言われております。その中で、葛城市に来ていただく施策、もちろん大事ですけども、若い世代の方々に安心して結婚して子育てしていただきたいというのも僕、この少子化対策の1つだと思っているんです。しかしながら、そういう中で、ひとり親家庭の数、年々増えていくのも現実やと思っております。ひとり親家庭の方々、皆さんではないと思うんですけども、やっぱりいろいろお話ししたら経済的に苦しい。先ほどのインフルエンザの予防接種にもつながるんですけど、やっぱり経済的に厳しいからちょっと予防接種高いわという、2回も受けられへんわという声お聞きするんです。皆さんではないと思いますよ。僕の周りだけなんかもわかりませんが、そういった方々に今回もしっかりサポートしていただいているんですけども、これからもしっかり支援していただきたいと

いう意味でいろいろ質問させていただきます。

まず、葛城市のひとり親家庭の数、ちょっと調べていただいていると思うんですけどもお聞かせください。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 失礼いたします。葛城市のひとり親家庭の数でございます。葛城市における18歳未満の子どもを持たれるひとり親家庭は、12月1日現在で450世帯となっております。以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。そういうひとり親家庭の方は、やっぱり働いている方多いと思うんです。その場合、やっぱり保育所のニーズ、保育所に申し込まれる方が多いと思うんですけども、優先的に入れているんでしょうか。その辺の入所状況を調べていただいていると思うのでお聞かせください。

**奥本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 失礼いたします。ひとり親家庭の保育所の入所状況についてでございます。保育所に入所されている世帯は82世帯で、4世帯4人の方が待機となっている状態でございます。待機の理由といたしましては、1件が必要書類の未提出によりまして選考時期から外れたお方、残りの3件につきましては転入等により期間外の申込みでございまして、今年の8月から10月入所をご希望されておったものでございます。いずれも保育士不足により待機となっているものでございます。また、入所選考に当たりましては、ひとり親の場合には加点による優遇措置を行っているところでございます。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。もちろん、それは引き続きしっかりやっていただきたいと思えます。

ちょっと話、変わるんですけど、結婚をして離婚されて普通はひとり親になるのが多いと思うんですけども、ちゃんと離婚して調停調書や公正証書など、公的な取決めをされて離婚されているにもかかわらず、実際、養育費を受け取っている割合というのは25%ぐらいだと言われておるんですよ。それで、これ法的整備もないわけじゃないですか。ほんで、やっぱりひとり親の方々というのは経済的に厳しいです。それはしょうがないと、養育費も受け取っていないから厳しいですよという話で、それで、いろいろ調べたんですけど、明石市が明石市養育費立替えパイロット事業というのをやられているんです。これどういうことかといいますと、公的な文書があつて離婚されましたけど養育費もらえませんか、市が一旦立て替えて業者が回収する。簡単に言ったらこういう話なんです。これすごいいい取組やと思うんですよ。ひとり親家庭のこういう公的な資料があるのに、養育費、働いてない方々のフォローのために、ちょっと一遍、市長、またこれ見といてください。こういうのあるというのを。

ほんで、市長にちょっとお聞きしたいんですけども、先ほども申し上げましたけども、よそ

から来ていただくというのも分かるんです。晩婚の中で、この葛城市で結婚して子どもを育てるために、やっぱり子育て不安やから結婚するの後にいていっているという方々も多いんですよ。もちろん、そうやと思うんです。ほんで、やっぱりその不安を取り除くためには、このパイロット事業というのを見てほしいというのが1つ、もう一つは、市長にお聞きしたいのは他市とかやったら結婚を支援するというか、パーティーみたいなこともやっているところもあるんです、いろいろ。そういう作業というのは葛城市、昔やっていたと思うんですよ。そういうところもしっかり力入れて、若い世代の方々にしっかりと、結婚したくてもできない方もおられると思うんです、分かんないですけども。そういったことに対してもちろんと施策して行って、手助けして行って、そして、結婚をした後もしっかり子育て支援なんか当たり前のことなのでやっていただくんですけども、そういったことも考えるというのは市長、あんまりそういうお考えはないんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

**奥本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 子育て支援といえますか、もう待機児童の話はよろしいですよ。もうそれ最優先やと思っていますので、それは最大限早く対応いたしますので。子育て支援のほうは、葛城市の場合はほかの自治体とちょっと変わってしまっていて、15歳以下の人口が実は増えているんですよ。葛城市が誕生してから今現在までで約500名増えております。ですので、非常に高齢化は実はしているんですよ。

その当時、65歳以上の高齢化率が17.99%、それが今現在が26.98%、全国平均で言いますと28.7%ですから全国平均よりは2%ぐらいは少ないんですけども、やっぱり高齢化はかなり進んでいる。それは団塊の世代の方々の年齢層が非常に影響しているわけなんですけども、その中で気になるのが、20歳以上から65歳までの人口が実は減少しているんです。当然16年前からでしたら、団塊の世代が高齢者のほうになってきていますので、その部分がかっと上がっていますから、その中間層といえますか、その部分が非常に、やっぱり人口構成としては弱い。婚活が必要であるかどうかというのは、これいろんな自治体の状況によって違うと思いますねけども、その年齢層を更に引きつける作業というのをやはりやらないといけないというのを痛烈に感じています。

団塊の世代の方々が、これから更に10年、20年先に、ある一定の年齢に達せられますので、そういう人口の減少を考えますと、今以上の年齢の下の人たちの人口構成を確保していく必要があるという考え方に沿って、いろんな施策を考えていきたいと思っています。婚活というのは民間業者の方が、実は葛城市においては開かれているという実績はあるんですけども、その辺に対しての応援ができるのかどうか。行政そのものがその婚活をやるというのがいいのか悪いのか、ちょっと分かりませんねけども、そういうふうな実績のある業者があれば、その辺に、どういう形になるか分かりませんが協力をしていくというのは1つの方法かなという思いがあります。実際にされてる方も存じ上げていますので、また、新たにそういう活動があれば、支援の方法があるのかどうかも、考えていきたいなと考えています。

以上でございます。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。それでは前向きにやっていただくっばいなので、よろしくお願ひします。ちょっと時間余りましたので、プラスチック遊具行つときましようか、部長。

先ほどもプラスチック遊具、しつこいな言われて僕、しつこいと何回も言っているのに、しつこくないとは言ったことないので、これちょっと途中経過だけでも聞いときますか。ちょっと何回も言っていて、皆さん、もう耳にたこやと思うんですけど、葛城市の公園、ポテンシャルすごい高いんですけど、やっぱり市内の若い方々が子ども連れて公園行ったときに、どこ行ってきたんと聞いたら、大和高田市、五條市、橿原市とかなるんですよ。それで、細かく聞いたら、やっぱり遊具がちっちゃい子どもはおもしろくないんです。僕の子どももそうなんですけど、やっぱり真つすぐの滑り台より曲がってろよという話なんですよね。そのためには大きい公園あって、もう他市に負けんぐらいの公園があったのに遊具が……というところなので、いつも遊具説明させていただいて、この前ちょっと若干進んだかなと思ったので、予算もそろそろ出てくる頃なので、部長、今、どんな状態なのか教えてください。

**奥本副議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願ひします。

プラスチック遊具の導入の検討の進捗状況についてでございますが、令和3年度の公園施設長寿命化対策支援事業における国庫補助事業要望時におきまして、県の担当課に遊具更新に伴い、現在、木製の遊具をプラスチック製の遊具に変更が可能かということについて確認を行っております。その際、県の担当課により更新する遊具の機能が変わらず、同規模、同程度の物であれば、素材が木製からプラスチック製に変わっても補助対象になるとの見解をいただいております。プラスチック製遊具の導入が可能かと認識しております。令和3年度において葛城山麓公園の遊具更新の設計を予定しておりますが、風致公園であるため、色合いなど風景になじむものにする必要があり、また木製、プラスチック製など、素材による金額面の比較も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**奥本副議長** 杉本訓規君。

**杉本議員** ありがとうございます。ちょっとずつ進んできているという認識でよろしいですね。今、機能面が変わらないというたら、何かその辺がちょっとよう分かんない。また今度、詳しく聞きたいと思います。今日は、以上とさせていただきます。色々聞きましたけども、また子育て支援については引き続き、こういう内容のことお聞きしますので、これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

**奥本副議長** 杉本訓規君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時35分より会議を再開します。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時35分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、「議第97号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について」

の撤回についてを議題といたします。市長から撤回理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました「議第97号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について」の撤回についてご説明を申し上げます。

先日、国において新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得者のひとり親世帯に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を給付することが国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の施策として閣議決定されました。これにより本市において、ひとり親世帯臨時特別給付金の年内給付を目指す必要があることから、提案いたしております予算に係る経費を追加いたしたく、議案の撤回につきまして12月11日付で議長に請求したものでございます。何とぞご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第97号議案の撤回については承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第97号議案の撤回については承認することに決定いたしました。

議第97号議案の撤回が承認されましたことにより、市長より議第104号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてが提出されました。この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第104号議案を日程に追加したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、議第104号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてを議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第104号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、先ほど撤回の承認をいただきました令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費を予算に追加した上、再度提出させていただくものでございます。

つきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,865万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215億9,509万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第104号議案については、予算特別委員会に付託し、審査を願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月22日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集を願います。

なお、14日から17日までの間、各常任委員会、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、県域水道一体化調査特別委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後3時40分